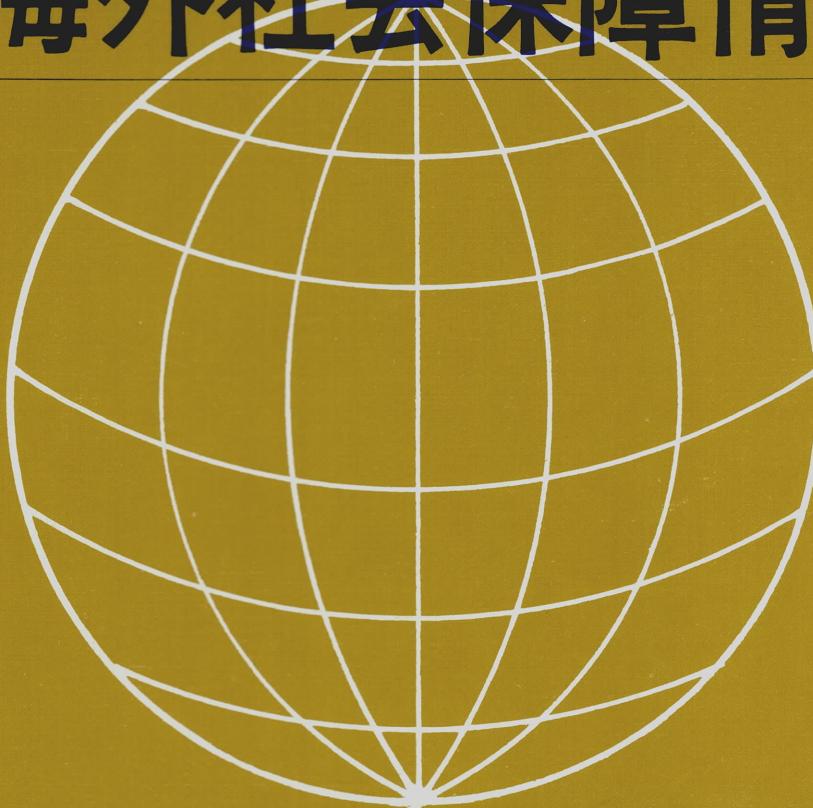


海外社会保障情報No. 6

APR. 1969



社会保障研究所

各國のトピックス

社会保障法制にかんする 二つの判決

さる1月下旬、社会保障の法制にかんする二つの判決が示された。一つは疾病保険における医療費一部負担の免除要件にかんする地方行政裁判所の判決であり、他の一つは家族手当受給要件としての職業活動の認定にかんする破毀院の判決である。このようにとりあげられた事件も互いに直接的な関連はなく、これを審理した裁判所も互いにその系統が異なるが、ともに社会保障法制にかんする争訟の事例としてここでは便宜的にまとめてとりあげてみる。

1. 自己負担免除要件にかんする判決

リール地方行政裁判所はさる1月22日、社

会保障地方金庫の決定を無効とする判決を下した。同地方金庫は、自己の監督下にあるルーベ初級金庫が長期疾病の患者である一被保険者に対して与えていた自己負担免除の決定を、当人が入院していないことを理由に取消していた。無効とされたのは、この取消しの決定である。

社会保障法典によると「受給者が、監査医の意見により、定期的な治療、とくに入院を必要とする長期疾病に罹患していると認められるとき、もしくはその様態によりとくに費用のかかる治療または療法に依存する必要があるとき」は、医療費の自己負担分の一部ま

たは全部が免除されることになっている。

(同法典L. 第286条、ただしこの規定は後で述べるよう1967年8月および1968年7月にそれぞれ改正された)。

リール地方行政裁判所の解釈によれば、入院は被保険者に自己負担を免除せしめ得る場合の一例としてかかげられているにすぎず、これのみが免除のための必要条件ではない。その意味で、入院を自己負担免除適用の必要条件とした1964年6月22日の大臣通達は、法文の誤った解釈に基づくものである。したがって、社会保障地方金庫がこの通達を準用し、当事者が入院していないことを理由として、初級金庫の長期疾病患者に対する自己負担免除の決定を取消した行為は違法である。

以上がリール行政裁判所の判決理由の要旨であるが、この問題はこれまでにもしばしば社会保障にかんする争訟の一争点になっている。また同様の事件に対し行政裁判所が、被保険者に有利な判決、つまり入院の有無による自己負担免除の制限を違法とする判決を下した事例も少なくない。さらにさかのぼれば、行政裁判所の最高機関たるコンセーユ・



デタも、長期疾病に基づく自己負担免除を制限しようとする行政当局の措置を無効とする判決を下している。全国患者連合会が1962年10月3日の政令を違法として訴えた事件に対し、1963年11月22日に下した判決がそれである。1962年の政令とは、前に述べた社会保障法典、第286条第2項の2を削除し、次の規定に替えようとするものであった。すなわち「コンセーユ・デタの議を経た命令に定める要件に従い、かつ監査医の意見により、患者の様態により、とくに費用のかかる治療または療法を必要とするとき、もしくは患者が監査医の意見により、以下の4疾病、すなわち結核、精神病、ガン、ポリオに罹患していると認められるとき」には自己負担の一部または全部を免除することができる。この規定によれば、以前には「定期的な治療とくに入院を必要とする長期疾病」と一般的な形で定められていた免除対象の疾病が、四つの疾病のみに限定されることになる。全国患者連合会はこれを不満として提訴したのであるが、コンセーユ・デタはこれに対し、憲法第34条等にかんがみ、このように制限的な規定を加え

ることは行政当局の越権であるとして、1962年10月3日の政令を無効としたのである。

以上のような判例からもうかがえるように、行政当局は長期疾病的自己負担免除を制限する措置を多年来続けており、1967年の社会保障改革以後はいっそうこの措置を強化している。例えば1967年の第4・四半期に行政当局が却下した自己負担免除申請書は1865通に及ぶ。却下の理由としては、長期疾病に罹患しているか否かの認定は不問に付し、当事者の入院の有無のみを問題にしている場合が多い。このような方針に対しては、保険機関も反対しており、例えばパリ疾病保険中央金庫理事会は次のように声明している。「コンセーユ・デタの判例等からも明らかかなように、行政当局の制限的な措置は違法である。入院を条件に免除することになれば、患者はたとえ一日でも無理に入院するようになり、その結果疾病保険費に避けがたい増大を招くことになる。政府の制限的な措置で得られる経費の節減は、長期疾病にかんする経費の約2%であるが、自己負担免除を得るために長期疾病患者がすべて入院するようになった場

合に生ずる費用の増大はこれどころではない」。また社会保障高等医療審議会も「すべての免除措置は医師側の決定事項であり、行政的措置によって自動的に決められではならない」という理由で、政府の方針に反対している。

ところで、長期疾病等による自己負担の免除にかんする社会保障法典の規定は、1967年8月の改革令で次のように改正された。すなわち新規定によると、長期疾病的名目で自己負担が免除されるのは「受給者が、高等医療審議会の意見に基づく命令により作成されるリストに記載される疾病のひとつであって、長期の治療およびとくに費用のかかる疾病に罹患していると認められるとき」である。この規定は明らかに、免除の対象となる長期疾病を一定のリストによって制限しようとする政府の従来の方針を物語るものである。この規定は当然多くの反発を招き、1968年7月に国会で審議された社会保障改革令の承認にかんする法律（海外社会保障情報No.3参照）において、政府はこの規定を緩和することを目的とした次のような条項の追加を認めざるを得

なかった。すなわち「受給者が、監査医により、上記のリストに記入されない疾病であるが、長期の治療およびとくに費用のかかる療法を伴う疾病に罹患していると認められるとき」という一項が追加された。

いずれにしても、いまだに慢性的な赤字に悩む疾病保険財政に直接関係するこの問題は、今後もあらゆる点で長く尾を引くことであろう。

2. 家族手当受給要件にかんする破毀院の判決

社会保障一般制度の家族給付受給要件を完全にみたすためには、原則として何らかの職業活動に従事している必要があるが、ではその適用対象者が賃金労働者でもあり自営業者でもある場合は、どちらの職業活動によって受給資格を得るのであろうか。この件にかんし最高裁判所である破毀院はさる1月末、「全体会議」によって審理を行なった。直接審理の対象となったのは、リール家族手当金庫がアミアン裁判所の1965年6月24日の判決を不満として提出した破毀申立である。このアミアン裁判所判決は、1961年5月24日のド

ーエ裁判所の判決と同じ主旨のものであり、ドーエ裁判所判決は、破毀院第二民事部によりすでに1965年1月27日に破毀されている。第二審のこの二つの判例は、次の点を指摘したものであった。前述のように賃金労働者であると同時に自営業者でもある場合、たとえその自営業によって得る収入の方が多い者であっても、賃金労働に注ぐ時間や精力の方が多ければ、当事者は賃金労働者としての家族給付（すなわち補償加算を含む家族手当、単一賃金手当）を受給すべきである。なぜならこの件にかんする根拠法規（1964年12月10日の政令）によれば、考慮されるのは当事者の主たる職業活動であり、主たる活動とはもっとも時間と精力を費やしている活動であって、より高い収入をもたらす職業ではない。

しかし破毀院の全体会議においては、次席検事シュメルク氏が次の点に注目を促した。過去において、この件にかんする法令の規定にはあいまいな点があったが、非賃金労働者のための《主婦手当》を創設する法律が出された1956年12月11日以降は、立法者は《主たる収入》の原則を保持し、これを単一賃金手

当受給者と主婦手当受給者を区別する唯一の基準としている。すなわち1956年12月11日の法律（1958年9月27日の政令で法典化——現法典L.第535条の1）には、次のような明確な規定がある。「世帯主が非賃金労働および賃金労働を同時に行なっているときは、その主たる収入が賃金労働による場合は単一賃金手当を、逆に主たる収入が非賃金労働による場合は主婦手当を受けることができる」。

破毀院の民事第二部はこれまでこの件にかんし、若干の躊躇を示していたが、1963年と1965年には、基準として《より多くの収入》をもたらす活動を選ぶ判決を支持した。ドーエおよびアミアンの両裁判所がこの判決に服しなかったため、破毀院としては今回は《全体会議》によって判決を下すことになったものである。この全体会議においては結局、次のような主文により、アミアン裁判所の判決が破毀された。「同一の受給者が同時に非賃金活動および賃金活動に従事し、双方とも一般制度に属する活動である場合、当事者へ給付されるべき家族給付は、それぞれの活動が当事者へもたらす所得を比較考量し、より高

い所得をもたらす活動により定められる」。

なおさる1月8日の閣議で決定された家族手当等の引上げにかんする措置によって、来る4月1日からは、単一賃金手当および主婦手当の額はそれぞれ次のようになる。これを見ればわかるように、少なくともこの両手当にかんする限り、一般賃金労働者と農家を除く自営業者との給付上の較差は縮小したといえる。

児童 数	新 手 当 額		旧 手 当 額	
	単一賃 金手当	主婦手当	単一賃 金手当	主婦手当
1	95フラン	95フラン	38.90 フラ	0 フラン
2	95	95	77.50	19.45
3	97.25	95	97.25	38.90
4	"	95	"	58.35
5	"	95	"	77.80
6	"	97.25	"	97.25

(*Le monde*, 23 janvier および 26-27janvier 1969. そのほか)

(平山 卓 国立国会図書館)

波瀾よぶ防貧プログラムの改革



Johnson 前大統領の「偉大な社会」構想の礎石であった防貧プログラムは、共和党の新大統領が就任した現在、今議会の審議での成行が注目されている。というのは、防貧プログラムを管轄する経済機会局に対する議会の

攻撃が、局設置いらい、今日にいたるまで一貫して行なわれてきたからである。加えて Nixon 大統領の二つの政治所信——①私企業は政府機関よりも効果的に都市の貧困問題を処理しうるかもしれない、②合理的保守的財

政で防貧プログラムの支出を抑えなければならぬ——は、経済機会局の前途にとって明らかに凶兆であろう。ともかく議会における経済機会局の人気は限界ぎりぎりまできてしまっている。

経済機会局が当面している重要課題は、地域社会活動プログラムを、都市の貧困問題解決に私企業を介入させることに置換えるか、またはそれをつけ加えるか否かという問題であろう。黒人層の緊張なしに経済機会局をただちに廃止することは非常に困難であるために、Nixon 大統領は経済機会局の現行の地域社会活動プログラムの続行と並行して、かれのスローガンである「ブラック・キャピタリズム」の構想を漸次発展させていく方法を選ぶであろう。もちろん、大統領は経済機会局を廃止せずに、局所管のプログラムのいくつかをほかの連邦機関に移管することによって、経済機会局の権限を縮小することもできる。それに、もしかれがそのような移管を提案しなかったならば、議会がそれをやるかもしれない。あるのである。

貧困問題は、経済機会局の諸プログラムが

い所得をもたらす活動により定められる」。

なおさる1月8日の閣議で決定された家族手当等の引上げにかんする措置によって、来る4月1日からは、単一賃金手当および主婦手当の額はそれぞれ次のようになる。これを見ればわかるように、少なくともこの両手当にかんする限り、一般賃金労働者と農家を除く自営業者との給付上の較差は縮小したといえる。

児童 数	新 手 当 額		旧 手 当 額	
	単一賃 金手当	主婦手当	単一賃 金手当	主婦手当
1	95フラン	95フラン	38.90 フラ	0 フラン
2	95	95	77.50	19.45
3	97.25	95	97.25	38.90
4	"	95	"	58.35
5	"	95	"	77.80
6	"	97.25	"	97.25

(*Le monde*, 23 janvier および 26-27janvier 1969. そのほか)

(平山 卓 国立国会図書館)

波瀾よぶ防貧プログラムの改革



Johnson 前大統領の「偉大な社会」構想の礎石であった防貧プログラムは、共和党の新大統領が就任した現在、今議会の審議での成行が注目されている。というのは、防貧プログラムを管轄する経済機会局に対する議会の

攻撃が、局設置いらい、今日にいたるまで一貫して行なわれてきたからである。加えて Nixon 大統領の二つの政治所信——①私企業は政府機関よりも効果的に都市の貧困問題を処理しうるかもしれない、②合理的保守的財

政で防貧プログラムの支出を抑えなければならぬ——は、経済機会局の前途にとって明らかに凶兆であろう。ともかく議会における経済機会局の人気は限界ぎりぎりまできてしまっている。

経済機会局が当面している重要課題は、地域社会活動プログラムを、都市の貧困問題解決に私企業を介入させることに置換えるか、またはそれをつけ加えるか否かという問題であろう。黒人層の緊張なしに経済機会局をただちに廃止することは非常に困難であるために、Nixon 大統領は経済機会局の現行の地域社会活動プログラムの続行と並行して、かれのスローガンである「ブラック・キャピタリズム」の構想を漸次発展させていく方法を選ぶであろう。もちろん、大統領は経済機会局を廃止せずに、局所管のプログラムのいくつかをほかの連邦機関に移管することによって、経済機会局の権限を縮小することもできる。それに、もしかれがそのような移管を提案しなかったならば、議会がそれをやるかもしれない。あるのである。

貧困問題は、経済機会局の諸プログラムが

この6月30日で一応終了するので、再び今年の議会審議における大きな山になるものと思われる。経済機会局は、Johnson 前大統領が局長であった R.Sargent Shriver をフランス大使に任命し、Bertrand M.Harding を局長代行に命じた昨年の3月22日以後、局長不在のまま現在にいたっている。したがって Nixon が今後経済機会局の新しい局長を任命することがあれば、これは少なくともある期間、経済機会局を存続させようとする意志のあらわれとみてさしつかえないだろう。そして議会での審議の焦点は、Johnson 当時のプログラムを全般的に拡張するのか、またはそれを改正するのかにしばられよう。

Nixon はその選挙キャンペーンで、経済機会局およびその地域社会活動団体によって解決できないゲットーの問題を私企業に当たらせることを主張した。当然議会の審議にあたっては、かれの企図を反映する諸提案が共和党議員によって行なわれ、発展させられていことになろう。経済機会局とその所管プログラムは今や俎上にのせられたのである。

〈現行プログラム〉

1964年経済機会法における最初のプログラム

第1部(1)勤労部隊プログラム Job Corps.

経済的不利から就職、就学ともに恵まれない青年に適用されるプログラムで、かれらを家庭環境から離して、国土保全キャンプまたは訓練センターに入れ、ワーク・エクスペリエンスおよび訓練に参加させる。

(2) 職業訓練プログラム Work Training.

経済的に恵まれない青年に、かれらを学業にとどめるため地域社会において職業訓練をうけさせるプログラム。連邦政府はプログラム参加者に給料を払うことで地域社会に援助している。これは近隣青年部隊 Neighborhood Youth Corps と呼ばれ、運営は労働省に委託されている。

(3) カレッヂの学生のための仕事プログラム Work-Study.

カレッヂの学生に、かれらの学校のパート・タイムの仕事を与え、その給料を連邦政府がカレッヂに支給している。1965年高等教育

法によりプログラムは教育局(Office of Education)に移管された。

第2部 (1) 地域社会活動機関プログラム Community Action Agencies.

低所得の都市近郊地区、郡部およびインディアン居留地区に機関を設け、その地域社会の貧困者に対する多くの福祉プログラムを運営する。連邦政府はこれに財政的援助または技術的援助、あるいはその両方を与えている。

(2) 成人基礎教育プログラム Adult Basic Education.

文盲成人の教育啓蒙のための地方プログラムおよびその指導者について連邦政府が州に補助金を支出しているプログラム。1966年初等および中等教育改正法によりプログラムは教育局に移管された。

第3部 地方プログラム Rural Programs

(1) 地方の低所得家庭への貸付(農務省に委託)。

(2) 連邦政府の、移民労働者へのプログラムを発展させている州または制度に対する援助。

第4部 中小企業融資プログラム Business

Incentives.

中小企業の発展を援助し、長期失業者を雇用させることを助成するための貸付プログラム。1966年経済機会改正法により中小企業庁にプログラムが移管された。

第5部 ワーク・エクスペリエンス・プログラム Work Experience.

要保護児童のいる家庭への扶助をうけている家庭の戸主に対する就労および職業訓練プログラム。保健・教育・福祉省に委託されているこのプログラムは、同省所管の1967年社会保障改正法の職業訓練プログラムの規定により、この6月でひとくぎりする。

第6部 (1) 経済機会局プログラム Office of Economic Opportunity

基本的な防貧プログラムを管轄し、委託しているプログラムの活動を調整するための連邦機関を設置するプログラム

(2) アメリカ奉仕隊プログラム Volunteers in Service to America

郡部または都市の貧困地区、インディアン居住地区、移民キャンプおよび精神病院で奉仕するためのボランティアを募集し、これを訓練

するプログラム。

その後追加されたプログラム

第2部の地域社会活動プログラムに、1965年、経済機会局は、就学前の貧困児童に対する Head Start, カレッヂの貧困青年に対する Upward Bound. 民事事件について貧困者に無料法律相談を提供する Legal Service, 遺棄児童や精薄児童の世話をするため、貧困老人を訓練する Foster Grandparents 等のプロジェクトを追加した。しかし Upward Bound は、1968年高等教育改正法の規定にもとづき、この7月1日より教育局に移管される。

また1965年に議会は、慢性的失業者を地域社会の美化プロジェクトに参加させる勤労プログラムを加えた。これは初め“Green Thumb”と称し、後に“Operation Mainstream”と称して労働省に委託されている。1966年に議会は別の四つのプログラム (①Special Impact, ② New Careers, ③ Neighborhood Health Centers, ④ Emergency Family Loan Program) を追加した。

そして1967年に議会は、特に国家的重点プログラムとして従来の Head Start, Upward

Bound, Legal Services. 総合保健サービスと、新規に Follow Through, 緊急食糧医療サービス、家族計画、老人への機会提供サービスの八つをあげた。このうちFollow Throughは保健・教育・福祉省に委託され、緊急食糧医療サービスは、保健・教育・福祉省と農務省の共管プログラムになっている。

〈議会の攻撃〉

議会における防貧プログラム反対の動きは法案提出当初から起っている。そのほとんどは共和党議員によるもので、かれらはこれを「政治的な人気とり」のために必要でもない連邦機関を新設し、いくつも重複するようなプログラムを設けていると批判した。この批判は今日まで続き、特に下院での動きは激しかった。最初の法案審議のさい、下院本会議で共和党議員等は、経済機会局長の権限があまりにも広範なことを指摘し、これは州の権限を犯すものだと批判した。かれらは1964年中に、勤労部隊センター、地域社会活動プログラム、近隣青年部隊およびアメリカ奉仕隊を局長が州に指定することにかんして知事

に拒否権を与える法改正を行なった。しかし1965年には、共和党議員の強い反対にもかかわらず、この拒否権は弱められ、現在、知事は、州内に勤労部隊のキャンプおよびアメリカ奉仕隊を指定されることに絶対的拒否権を有するが、地域社会活動および近隣青年部隊にかんする拒否権は局長によって無効にされることがある。

議会の攻撃のもう一点は、連邦各省の能力以上に経済機会局が防貧プログラムを遂行しうるであろうかということであった。これは1966年および1967年における共和党の「機会改革法 Opportunity Crusade」の提案となってあらわれた。これは連邦各省に防貧プログラムを移管して、州および私企業の介入を大いに認めようとするものであったが、1966年には下院で提案は否決された。1967年10月、下院での反感は非常に高まり、一般の連邦職員よりも経済機会局の職員の給料を上げる法案および局の年間支出12億ドルを認める法案を否決したが、上院はこれを再否決してしまった。

共和党が強固に改正を主張したプログラム

は、Head Start および勤労部隊プログラムであった。勤労部隊プログラムは、第1年次で早くも各キャンプ隊員間の衝突や、隊員と住民との摩擦が報告され、相当不評をかかっていた。議会は大統領にプログラムの調査をこの3月1日より開始するよう要求した。下院の教育労働委員会の共和党議員は、1966年、勤労部隊々員養成の費用、センター内の規律の乱れ、センター職員の高給等を指摘し批難した。経済機会局は1966年3月に、隊員の年間支出9,945ドルを割当てようとしたが、これに対し議会は、各隊員の年間支出を7,500ドルに制限し、隊員数にかんしては最高45,000人にするように決定した。さらに1967年、議会は各隊員の年間支出を6,900ドルに削減したのであった。

〈今後の展望〉

経済機会局とその所管プログラムの今後の運命を決定する鍵は、議会の要求にしたがって提出される各種の調査報告書の内容が握ることになろう。

1967年防貧法案審議のさい、議会は会計検

査院 (General Accounting Office) に経済機会局所管プログラムの投資効果について調査するよう命じた。報告書は今年の2月末日提出の予定である。

Head Start および勤労部隊プログラムにかかる調査要求は、1968年職業教育改正法 (the Vocational Education Amendments) 審議のさい承認されている。そして今年の3月1日提出の報告書にもとづいて、教育局長は、適当であれば職業教育プログラムに勤労部隊プログラムを移すことができる。Head Startについては、プログラムを経済機会局に残すべきか、または他の機関に移管すべきかについて大統領からの勧告が要求されている。

また下院の教育労働委員会の Carl D. Perkins (民主党、ケンタッキー州選出) 委員長は、昨年の11月26日、12の都市における諸プログラムについて委員会が実地調査を行なう旨を発表した。

防貧プログラムの改正を主張する下院共和党議員の代表である Albert H. Quie (ミネソタ州選出) は「プログラムでうまくいっているものは今後とも継続され拡張されるべきであ

ろうが、地域社会活動プログラムを経済機会局に残すためには、局自体の大幅改革が必要である。考えられる一つの方法は、局を保健・教育・福祉省か住宅および都市開発省のいずれかのもとにおくことであろう」と語った。

議会消息筋によれば、Nixon 大統領は、人種的緊張増大を導くかもしれない局自体の大幅改革をさせて、ゆっくりと防貧プログラムを改革していくだろうとの見方が強いといふ。選挙戦中「連邦主義の再編成」を唱えてきたNixon は、防貧プログラムにおける連邦一州の分担金制度は失敗だったとみており、貧困者への過大な約束をしそぎたプログラムに対しても適正な批判を加えるだろうことが期待されている。そして防貧プログラムを改革し、かれの「ブラック・キャピタリズム」構想を発展させるために、最近議会でとりあげられた共和党の提案で、地域社会開発社会および地域社会開発銀行をスラムに設置しようとする「地域社会自決法 Community Self-Determination Act」や、貧困者に職業訓練を提供する雇主に、税額控除 (tax credit) の恩典を

与える「人材投資法 Human Investment Act」等に、十分考慮を払うものと思われる。

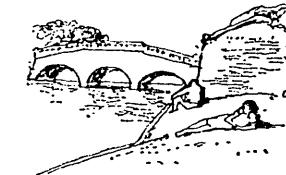
2月に入って Nixon 政府は、防貧プログラム改革について真剣な検討を開始した。いずれにせよその改革は、貧困層や黒人層の動

搖を招かない線で推進されることが肝要であろう。

(*The New York Times* — weekly, Feb. 16, 1969 and *Congressional Quarterly Weekly Report*, Dec 20, 1968)

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

社会保障白書 所得比例による社会保障プラン



久しく待たれていた、いわゆる「社会保障白書」—国民退職年金および社会保険：所得比例による社会保障の提案，National Superannuation and Social Insurance : Proposals for Earnings-related Social Security. が1月28日に公表された。

予期されたように、白書は、第2次大戦後に制定された固定額年金制度と1961年に導入された累進的補足年金 graduated Pension 制

度を漸次廃止することを提案している。その代案として、給付および拠出とともに勤労所得にそのままリレートさせ、給付額は全国平均賃金に相当する勤労所得をもつ男子が退職する場合にはその半額を保障するようデザインされている。給付額はインフレに対応することになる。

政府としては、本プランの生みの親であるクロスマン社会保障大臣 Mr. Crossman, Sec-

retary of State for Social Services が今秋の次期国会までに本プランを法案化するよう意図している。新制度にもとづく新レートによる拠出開始は所要のコンピューター設備が完成予定の1972年4月からと見込まれているが、給付については20カ年間にわたって漸次調整されることになる。

白書は、序文において、現行制度は明らかに不十分であるとのべ、第1章「改革の必要性」において全年金受給者の約30%が何らかの程度において補助年金に依存している事実をあげて多くの年金受給者の生活困窮状態について論及している。ベバリッヂの原則にもとづく現行の固定額制度は、累進的拠出および年金の要素を導入することによって赤字財政にテコ入れせんとした1961年の努力にもかかわらず、失敗に終ったとのべている。その基本的理由は拠出と給付の固定額方式に基づくものだとするのがほとんど一致して容認されるところである。しかし、その他の要因として、老齢人口割合の増大一年金コストの増大、生活水準の上昇に応じた年金の実質価値の改善がなされない、インフレに対応でき

ず、経済成長に調節されないなどが論ぜられている。

政府は、年金を全面的に税収で賄うことは良策でないと考える。「国民は年金および給付を与えられた権利とすることを欲しない。国民は拠出によって年金給付を取得することを欲している」と白書はのべ、「全面的に税で賄われる年金水準は低額とならざるを得ないのは確かである」とする。また、基本的に固定額を維持すれば、退職者は二つの国民——すぐれた企業退職年金をもつ者とミーンズ・テストにもとづく補助給付 supplementary benefit によって公的年金を補足する以外に収入源をもたない者——に分離されるであろうとのべる。

白書のうちの1章では、現行国民保険の拡充に対するいくつかの代案の可能性について検討されている。たとえば、「選別性」原則の強化と企業年金制度への傾斜を強めることの可否である。しかし、政府の見解は社会保障の基本はミーンズ・テストによるよりも拠出制に基づく給付によること、企業年金の拡充には固有の限界があるとしてしりぞけられ

た。また、「負の所得税」案については、運営が困難であり企業制度や貯蓄の伸びに望ましくない効果をもつものとしてしりぞけている。

基本的 8 原則

本制度の基本原則として次のような8原則が示されている。

1. 受給権は拠出することによって取得されねばならない。国民は、年金および給付に対する権利を与えられるものであることを望まず、自からの拠出によって取得することを望んでいる。もし年金の全額を税収によって賄われることとすれば、年金水準の低下はまぬがれない。

2. 給付および拠出は拠出者の勤労所得に比例されねばならない。大部分の国民は退職後における生活水準の低下にそなえてある程度の準備を覚悟しているが、とりわけ低賃金所得者にとって生活水準切下げには我慢しうる限度がある。しかし、所得比例による公的制度を全国民に拡大適用せんとするものではなく、使用者年金制度その他、老後にそなえ

る方法の残される余地はある。

3. 納付は、通常、特別に高率な拠出を納めなくとも生活しうるにたるものでなければならぬ。これは、本制度の適用をうける勤労所得の3分の1の拠出に大きなウェイトを与えている年金計算方式によって達成される。

4. 納付は価格水準と一般生活水準の変動とともに考慮にいれねばならない。

5. 女子は男子と同一基準で拠出し同一納付をうける。

6. 本制度は賦課方式 Pay-as-you-go で運営される。国民退職年金基金 National Superannuation Fund (年金、寡婦給付および死亡一時金をカバーする) と社会保険基金 Social Insurance Fund (残りの諸給付をカバーする) の二つの別箇の基金が設置される。

7. 公的年金制度は使用者年金諸制度 employess Pension schemes と提携 Partnership することになる。これら使用者制度はいまなお重要な役割を果たしているので、新プランはその長期的発展を助けるよう設計されている。だが、これら使用者制度は、当然、国家

プランとして提案されている大改革により若干の再調整が必至であろう。

8. 職業を移動する人は自己の加入する使用者制度に基づくその年金権を保持する法的資格をもつことになる。現在、労働者が職業を移動する場合、使用者制度において取得した年金権に対して普遍的もしくは包括的な保護措置が講ぜられていない。

新プランの概要

本プランの要旨は以下のとおりである。

拠出 拠出率は被用者男女とも勤労所得の4分の27%で、そのうち2%は社会保険、産業傷害および国民保健、残りが年金に充当される。

新制度による拠出は、毎年の全勤労所得に直接拠出率がかけられることとなるが、全国平均賃金（現在水準で週約33ポンド）の約1.5倍の限度額が設けられる。使用者は支払賃金総額の4分の27%を拠出し限度額はない。被用者の場合と同じく、このうち2%を社会保険、産業傷害および国民保健、4%を国民退職年金にあてるが、4分の1%は余剰労働者

離職者基金 Redundancy Fund に充当される。国庫拠出はおおむね現在と同率とされるが、勤労所得の上昇に伴なって自動的に増えることとなる。

給付 納付は最終的には単身男女の勤労所得の60%，全国平均賃金（現在水準で1週約11ポンド）の半額を保証し、残額（限度額まで）の25%とからなる。本制度が成熟するまでの20ヵ年間は、現行固定額にもとづいて拠出者が取得する権利と新制度にもとづいて取得する権利を結合することによって個別制度ごとに数珠つなぎ方式によって計算される。すなわち、制度発足第1年後に年金年齢に達する者は現行レートの20分の19と新レートの20分の1とからなるわけである。

新制度にいう社会保険給付には、最高6ヵ月間まで支給される所得比例の短期疾病給付および失業給付が含まれるが、短期疾病給付の期限が切れてから支給される所得比例による長期疾病給付、重症障害者に対する附添手当が新設される。

白書は自営者に対する所得比例拠出は実際的でないとし、新制度でも固定額拠出によら

ざるを得ないとしている。強制的拠出は、全国平均勤労所得の半ば以上の所得のある自営者にしか適用しないことになろう。

また、PAYE制度の適用をうけないような少額所得の被用者や無所得者は拠出を免除されるが、現行制度による基準年金をうけられる。

政治的見地からみて最も重要な改革は、レートが二つの方法においてインフレから守られるという点であろう。拠出者の毎年の勤労所得は全国平均勤労所得を考慮して自動的に再計算されること、また、政府は法律によって2年ごとに拠出および給付全体の検討を義務づけられる点である。

給付と拠出における男女平等 白書の「女子に対するニュー・ディル」は、配偶者のいる女子および寡婦についても男子とまったく同率の所得比例による拠出を義務づけていることである。この拠出により、男子が納めると同率の拠出による同水準の自己の年金をうけることができる。現行制度によれば、配偶者のいる女子は固定額による国民保険拠出を納付するかしないかは本人に選択権が与えら

れている。また、年金は夫の拠出にもとづき、妻の拠出で受給資格のある給付は疾病給付と失業給付のみで、しかも減額給付であるが、新制度では同一勤労所得をもつ単身男女と同額の給付額となる。

適用除外 「進むべき基本路線は明確といえるが、公的制度の適用除外については多くの重要課題が未解決のまま残されている」と、白書は述べている。白書は、「その大部分が積立てられる貯蓄原則にたつ」強味をもつ企業年金制度との提携を求めていた。すなわち、企業年金制度に加入している被用者は新プランの一部の適用除外を認められることになる。この適用除外部分がどれだけになるかは、今後6ヵ月間における企業年金基金、生命保険会社などとの交渉事項となる予定である。だが、もしこの交渉がうまくいかなければ大規模な貯蓄傾向の減少を伴なって私的制度が破壊するか公的制度の大規模な適用除外になるかの二つの思ひからざる結果をもたらす可能性のあることは明らかであるとされる。

その反響 以上の諸改革の効果の総決算

は、1968年レベルでの試算では、1週17ポンドまでの男子勤労所得者の負担は少くなり、17ポンドをこえる勤労所得者の負担は多くなるとみられている。

本プランに対する一般国民の反響は、これらの拠出が主として老後にそなえる一種の貯蓄または別箇の納税形式とみられるか否かにかかっていることは明らかである。突然このような負担増を強いられる若い世代の態度はごく控え目にいっても予測し得ない。これまで固定額制度の適用除外をうけていた大多数の「配偶者のいる女子」が急に従来よりも1週1ポンドも余計に負担を強いられることになるとその反響はさらに楽観できることになる。また、実務的な見方からすれば、本制度の成否は企業年金制度の適用除外に対する民間会社の反応にかかっているとみられている。

政党の政治的意味からの本制度に対する主たる攻撃は労働党左派からなされることが考えられる。攻撃の矢面は3点に集中するとみられる。第1に、本プランがたいした所得再分配にならないとする点。第2に、私的制度

と公的制度との共存（そして、公的制度の適用除外をうけられるかどうかの決定が使用者と団体にあり、個々の拠出者にはない）が認められる点。第3に、本制度が退職時の賃金の半額を保障するという1957年における労働党の公約を履行していないという点である。

(The Times, The Financial Times)

（田 中 寿 国立国会図書館）

社会保障こぼれ話

ベルギーの社会保障改正

ベルギーでは、1967年と1968年の両年に、相次いで社会保障制度が改正された。改正は各制度の統一による簡素化、財源調達の改善、管理・運営の合理化などを主要な柱としている。

すなわち、民間部門における賃金労働者と俸給取得者に対して、従来、4つの年金保険制度が設けられていたが、1967年10月24日の条令により、これらの制度は単一の制度に統合された。

具体的には、筋肉労働者、鉱山労働者、および海員の制度を統合して、各基金を1本にまとめた。これは頭脳労働者、筋肉労働者、鉱山労働者、および海員の拠出均衡を図り、また、拠出と給付に対する所得最高額を統一した。さらに、従来の管理機関を廃止して、年金制度の管理・運営を担当する新しい管理組織を創設した。なお、頭脳労働者の私的保険で、各人に老

齢保障を行なわせた特殊な特別勘定は、廃止されることになった。

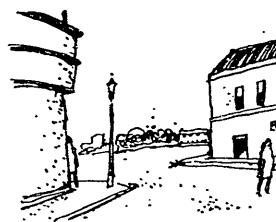
この改正は、従来の年金制度が、4部門の被用者にそれぞれの管理や財源調達の機構をもっていたが、管理・運営と財政に無駄と不均衡があり、現在の経済的・社会的諸条件に、合致しなくなつたことによるものであった。たとえば、従来の制度では、それぞれの制度の間で、拠出と給付に対する所得の最高額が異なり、拠出率も違っていたので、拠出負担額や給付額が違い、社会的な公平と公正を欠いていた。具体的な例では、所定の所得水準以下で拠出する頭脳労働者の拠出率は低いのに、海員は所得の最高を定められているにもかかわらず、拠出率が前者より高く、また、鉱山労働者と筋肉労働者は、総収入を対象として拠出と給付が算出され、拠出率は低かった。なお、頭脳労働者は、他のグループと違って、私保険によって各人の老齢保障を獲得するために、4.25%の拠出のうち、3.0%を特殊な基金に支払っていた。

（38ページへつづく）

ニュース断片

ベルギーの1969年度医療保険予算

ベルギーでは毎年医療保険関係の予算が作成されているが、この予算をめぐって幾多の論議がたたかわされ、年度末まで続けられることがしばしばある。その問題点は、何よりもまず、医療保険の「構造的な財政不均衡」といわれるもので、進んだ医学技術をもち、誰もが容易に医療を受ける機会に恵まれている国々が一様に経験しているものである。以下に、1969年度のベルギーの医療保険予算とその問題点を雑誌「共済組合の動き (Orientation mutualiste)」に載った Sacréx 夫人の記事から拾って紹介する。



医療保険の収入と支出

医療保険の財源は、保険料と国庫補助によっている。全収入の50%以上(1966年度で67%)が労使双方の拠出によるもので、現行の保険料率は所得の5.75%となっている。

国庫補助は社会的疾病補助、医療給付補助、および失業補助の3通りがある。社会的疾病補助は、社会的といわれる疾病（ガン、結核、小児マヒ、精神病、先天的廻疾など）の治療にかかる費用の95%をカバーするもので、医療給付補助は、医療費にかんする予算額の27%

に相当する額となっている。これらの公的な支出は、ある種の被保険者に対する無料診療を行なうためのものであり、または保険者間の不平等（被保険者構成にもとづく不平等）を調整するためのものである。保険者間の財政調整は、年金受給者、寡婦、廻疾者などの数とこれらの者たちの全国平均費用をもとにして行なわれる。失業補助は、失業者の保険料の肩がわりをするものである。医療保険支出については、医療給付費に対する保険が負担する割合によって異なるが、ベルギーでは、協定できめられた診療報酬の75%，特定診療については全額を保険が負担する。さらに、社会立法にもとづく医療給付費、旧制度の累積赤字の償却額および事務費が加わる。

予算の作成

1969年度医療保険予算は次に示す通りである。

a) 収入

収入見込みは、経済成長率を3.5%，失業者数12万5,000人、物価指数を1968年7月137.5、1969年4月140.25と仮定してたてら

(百万フラン)

收	入	支	出
保険料	17,896.2	医療給付	23,117.7
国庫負担	9,523.-	社会的疾病	1,612.8
失業	764.3	安全割増	693.5
社会的疾病 医療給付費の27%	1,683.3 7,075.4	事務費	2,388.-
国際協約	412.5	社会立法によるもの	
その他	188.-	旧制度の赤字解消	201.3
不足	672.7	国際協約	528.2
計	28,692.4	計	28,692.4

れた。

b) 支出

できるだけ厳密な推計をするために、各給付について被保険者の種別（筋肉労働者、一般被用者、鉱内夫、配偶者、子、年金受給者、廃疾者等）ごとに推計された。短期間のデータでは、季節的疾病、流行病などによる影響をうけるので、1956年からの長期間のデータが推計に用いられた。

医療給付費23,117.7百万フランの内訳は、

一般診療 6,438.6百万フラン

医療補助者にかかるもの

1,320.1 ヶ

専門的診療 3,677.5 ヶ

外 科	1,207.6	百万フラン
産婦人科	391.1	ヶ
入 院	4,463.1	ヶ
そ の 他	212.6	ヶ

となっている。

これらの費用の「安全割増」は最高5%まで見込むことが認められているが、この修正率をいくらにするかは、医療費を決定する数多くの変動要因に関係するためきわめてむずかしいが、1969年度については3%と評価された。

最後に過去の予算についてみると、1966年度決算から1969年度予算について収入の増は21.95%であるのに対し、支出は27.1%とな

っている。1964年の改革は、こうした医療保険財政の慢性的不均衡を緩和するために行なわれたのに、1969年度予算すでに9億フランにのぼる赤字が予測されている。

国庫負担も毎年増加し、1966年に較べて1969年度の保険料収入が指数で117.2であるのに対し、国庫負担額は132となっている。支出の増加のうちでも入院費の増は驚くべきもので、1966年から1969年度予算までに46.2%も増加している。

(Andree SACREZ, *Orientation mutualiste*
Juin 1968)

(藤井良治 厚生省)

西ドイツの年金保険財政調整



西ドイツの年金保険のうち、労働者年金保険と職員年金保険のあいだの財政調整が焦眉

の急となっている。

政府、連邦銀行および年金保険保険者連合

会は、年金保険財政について宿命的なものとしての評価をしているが、そのもとになるものは、近年における両保険のあいだの発展のいちじるしいちがいである。工業における雇用が減少または停滞すると、企業における職員の割合は大きくなり、また農業および工業部門から事務系部門への転職が行なわれる。立法関係者は、2、3年前、職員年金保険への配慮から、労働者年金保険へ就業期間中の保険料の一部を払込んでいる年金受給者にたいする給付についてその部分の補償を BFA に求めるために、通算保険の財政調整を行なうべきであると主張したが、いまや財政調整は、職員年金保険から労働者年金保険へ逆の方向へ行なわれなければならなくなっている。そのような提案が SPD によってなされており、社会顧問団は、立法関係者を同様な方向にせきたてるにちがいない覚書をもつか作成中である。立法関係者は、いまやついに社会政策委員会において審議されようとしている3年金保険改正法——エアハルト政権のときの法案いらい2年も過ぎている——において、そのような結論を出さざるをえなくな

っている。これによって同時に、立法関係者は、景気後退のさいも即時の保険料引上げなしにやっていくのに必要と思われる準備金の額をはっきりさせなければならなくなっている。このため、新しい保険技術的な財政均衡の提案の可能性と必要性が生じている。

ところで、社会顧問団が、連邦政府に提出する覚書のなかで、公的年金保険の統合について賛意を表明していることが、大きな反響を呼んでいる。分立している年金保険を統合することには、ドイツ職員労働組合から使用者側に至るまで反対の態度をとっており、また連邦労働大臣も、統合保険は議論にならないということを急いで表明したが、顧問団の考え方も無視されるべきでないという意見もある。西ドイツでは、2回のインフレーションの経験から必然的に年金を積立方式によつてまかなのでなく、賦課方式によってまかなかうことが決められ、保険料が課税の性質をもつようになっていらい、年金保険の伝統的な分立が不明確になっている。

いまのところ、連邦補助、一方の保険者から他方の保険者への貸付け、またはその他の

方法がとられることによって、決定的な保険財政の健全化をはかることは延期される可能性もあるとみられている。したがって、そのばあいには、職員保険の独立性と財政権はそのまま残るであろう。ともかく、年金保険の長期的な財政健全化は、避けられないときになつてはじめて、立法関係者の議事日程にのぼってくるであろう。

以上のように労働者年金保険と職員年金保

労働者年金保険（単位・100万マルク、%）

年	収入(A)	支出(B)	A/B
1962	16,003	14,857	107.7
1963	17,073	15,905	107.3
1964	18,736	16,919	110.7
1965	20,521	20,066	102.3
1966	21,970	21,945	100.1

職員年金保険（単位・100万マルク、%）

年	収入(A)	支出(B)	A/B
1962	8,033	7,125	112.7
1963	8,723	7,747	112.6
1964	8,966	8,543	105.0
1965	11,248	9,761	115.2
1966	12,415	10,920	113.7

(資料) Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland 1967.

險の財政調整あるいは統合問題が起きているが、最近の両保険の財政状況はつぎのとおりである。

両保険とも現在のところ赤字は生じていなが、収支の差は縮小の傾向にある。特に労働者年金保険（被保険者数1,621万人）の収支の差は、1966年においてほとんど0であり、67年以降赤字さえ予想されている。職員年金保険（被保険者数872万人）の方は、ほぼ横ばいの状態であり、けっして収支の差は大きくないが、労働者年金保険に比べるとまだ財政的には安定している。毎年、年金および保険料の引上げが行なわれており、1969年1月1日から年金が8.3%引上げられるとともに、これにたいして保険料率も15%から16.5%へ引上げられたが、年金の8.3%引上げによる支出増は、両保険合わせて約22億マルクと見積られている。保険料率は、中期財政計画では16%が予定されていたが、年金の8.3%引上げにより労働者年金保険において赤字が生じることが予想され、連邦労働省社会顧問団が赤字処理問題について検討した結果、16%への引上げが必要とされたものである。この

ような両保険の財政状況からして財政調整あるいは統合の問題が論議されるようになったのである。

Rentenversicherung Finanzausgleich, *Arbeit und Sozialpolitik*, 7, 1968, s. 209.

ニュース断片

19

Einheitsversicherung? *Arbeit und Sozialpolitik*, 9, 1968, s. 307.

Statistisches Jahrbuch, 1967, ss. 406~407.

(石本忠義 健保連)

フランスのグルネル協定



昨年5月パリ大学の紛争に端を発し、労働者によるゼネストにまで発展した、いわゆる「5月革命」によってフランスが経済的・社会的に大きな打撃をうけたことはまだわれわれの記憶に新しい。この5月危機の收拾段階で、労働者側は政府と、賃金から社会保障にわたる諸問題について協定を結んだ。この協定締結のための協議は、5月25日から27日までの3日間にわたって社会大臣の住むグルネル街のオテル・デュ・シャトレで行なわれたため、「グルネル協定」とか「シャトレ協

定」と呼ばれている。以下、1936年のマチニヨン協定と対比すべき意義をもつといわれるこのグルネル協定の概要を紹介する。

1. SMIGの時間当たり賃金

SMIGの時間当たり賃金は、1968年6月日より3フランに引上げる。

農業に適用される最低保障賃金は、農業経営者の職業組織および被用者の労働組合組織ならびに労働組合の全国連合会の諮詢をうけて定める。最低保障賃金の引上げは、現に準拠している法令または労働協約の規定に対し

て何らの自動的效果をもたらさない。年齢を理由として行なわれる減額および若年労働者に適用される減額にかんする問題は、労働協約の討議のさいに検討される。なお、SMIGの地域差を完全に廃止する。

2. 公的部門および国営部門の賃金の引上げ 3. 私的部門の賃金

実質賃金は、1968年6月1日より7%引上げる。この引上げ率には、1968年1月1日以降行なわれた既引上げ分が含まれる。1968年10月1日より、賃上げ率は7%から10%に引上げられるものとする。

4. 労働時間の短縮

CNPF（フランス経営者評議会）および労働組合連合は、週40時間を目途に、週労働時間の漸減を実施するための総括的協定を結ぶ。法定最低労働時間も漸次引下げられることが望ましい。この労働時間の漸減は、各産業部門について、労働時間縮減とそれに伴なう所得補償の様式と率をきめる協約にかんする全国投票によって決定される。一般的な方策として、週労働時間が48時間以上の場合には2時間、45時間から48時間の場合には1時間の

労働時間の短縮が第5次経済社会開発計画の終了前に行なわれる。その最初の措置は、1968年度内に行なわれる。幹部職員の特殊事情に合った措置にかんする原則についても同じように決定される。国営企業における労働時間の漸次短縮の原則も確認され、その額と様式をきめるための討議は各企業の内部で行なわれる。公務員にかんしては、5月28日に行なわれる討議において、業務の差異などを考慮しながらこの問題が検討される。退職年齢の緩和にかんする問題が（特に職を失う場合または就労不能の場合について）多くの労働組合によって提起された。

5. 団体協約の改定

使用者の代表は、次のような事項を検討するため二者構成委員会を現在行なわれている協議が終了するまでに開催することを約束した。

—協議の結果を実行に移すための団体協約の作成
—最低賃金と実質賃金の差を縮めるための最低賃金表改定
—諸手当を本俸に繰入れるための諸手当の

縮減

—年齢および性による差別の撤廃

—職種区分とそれを簡素化するための改正

6. 雇用および職業教育

CNPF および労働組合連合は、雇用保障、企業の合併および吸収により職を失なった労働者の再雇用などにかんする協定を検討するために、10月1日前に会合を開く。

国と協力して、職業教育および技能向上を保証する手段を研究し、また幹部職員についても、特別な協定がCNPFと労働団体のあいだで検討される。労働政務次官は、このための会合にかんする作業を続け、当事者に必要な資料を提供する。

7. 労働組合の権利

企業における労働組合の権利行使にかんする附属文書は、使用者団体と労働者団体との会合において検討される。この附属文書にもとづいて、政府は企業における労働組合の権利行使にかんする法案作成の作業を進める。

政府はこの権利行使の自由を好ましいと考え、この法案によって具体的にその細則をきめる。公営企業における労働組合の自由な権

利行使についても、公的事業の必然性に合った規定および補足規定を法案に盛込むことを条件として、同様の趣旨でその権利を奨励する。

8. 社会保障

社会保障にかんする大統領令の批准にかんする討議を開催中の国会の終了まえに行なう。また往診および診察にかんする医療費の一部負担を30%から25%に引下げる。

政府は、保険料の上限引上げ方法にかんする1962年8月29日の政令を法文に明記するよう努力する。総報酬について課す社会保険料率は引上げない。第三者に対する給付の直接支払い（現物給付）と被保険者負担の義務化をきめる立法規定の適用条文の実施についても、現に医療保険金庫と共済組合連合会のあいだで討議が行なわれていることを考慮して見合わす。

9. 家族手当

3人以上の子をもつ家族のための家族手当、整備案を検討し、単一賃金手当および主婦手当を改正する。

これらの法令は、次期予算作成時に合わせて用意される。

10. 老齢者のための措置

政府は、老人および重障疾者に対する最低手当金額を引上げる。

11. 税

今秋政府の提出する所得税改正案は、給与所得に対する課税条件を緩和する規定を含む。税法改正の原則は、経済社会審議会の諮問をうける。被用者に源泉徴収方式を課す提案を行なわない。

12. 購買力

政府は、1969年3月に、1968年における被用者の購買力（実質所得）の推移を検討するために各職種団体および労働団体の代表を招集する。

13. 價格

CNP F は、企業がその価格決定にかんして、1968年7月1日以降他の EEC 諸国の競争企業より厳しい制約をうけないことを政府に要求した。

14. ゼネストの期間

ゼネスト中の労働停止期間は、原則として賃金が支払われる。賃金カットをうけた被用

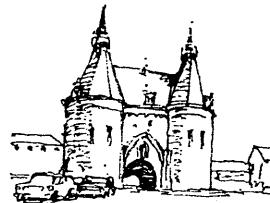
者に対して50%の貸付金が支給される。賃金補償が1968年12月31日前に物理的に不可能な場合には、貸付金は被用者の取得するものとなる。

国営企業および公務員についても同様とする。

(L'accord de Grenelle, *Droit social juillet-août 1968*)

(藤井良治 厚生省)

スウェーデンの失業者と年金保険



スウェーデンの労働組合総同盟(LO)は、政府に提出した覚書で、年金制度の一部改正を要求した。この要求は、失業時には、63歳で年金の早期受給を認めよ、という内容を含んでいる。

通常、一般的な年金年齢は67歳で、LOによる要求によれば、この特殊な早期年金は、長期間にわたり失業中の者、産業の構造的変化によりはじき出され、適職に就くのが困難な者などにも、支給を認められるべきである、としている。

LOは、その覚書で、現在実施されている早期年金の支給が、医療と余り結びつけられないことを指摘している。要求された特殊なこの早期年金にかんする限り、この医療

の部分が、年金に次いで重要性を与えられるべきであると、LOは指摘している。

LOのこのような要求を受けた政府は、現行制度について、改正の可能性を早急に調査することを、国民保険委員会に指示した。LOの希望では、この改正が1970年に法案となることが、期待されている。

ところで、この国の労働市場をみれば、1967年末と1968年の第1・四半期は、やや高い失業が記録されていた。しかし、1968年には、1月に登録された64,000人の失業を頂点として、その後、季節的な影響により、労働市場の状況は好転し、6月には、求職者が28,870人（対前年比4,600人減）記録されていた。この求職者に対して、47,000人の求人があ

り、6月の状況では、求人が求職者数をはるかに上まわっていた。

ちなみに、1967年の年末における労働市場では、同年に17,000人の外国人がこの国を去り、13,000人が入国し、結局、4,000人が減少したことになるが、1968年にこの国で雇用されている外国人は、約17万人とみられている。

（資料LOからの通信）

（平石長久 社会保障研究所）

海外文献紹介

ドイツ家族白書

(西ドイツ)

1965年の議会で、ドイツ政府は、家族の状況を定期的に報告していくことを約束したが、この度その第1回の報告書が発表された。報告書は二つの部分からなり、第1部は家族の構造を、第2部はその経済的生活条件を述べている。

1. 家族の人口分布的・社会文化的構造と傾向

(1) 青少年人口と老人人口の割合

平均寿命が伸び、出生率が減ることにより、過去100年間に青少年人口と老人人口の比率は大きくかわった。1871年には、15歳以

下の児童の全体の人口に対して占める比率は34%で、65歳以上のものが5%であったものが、1967年には15歳以下が23%，65歳以上が12%となった。15歳以下の児童の人口比率のいちじるしい減少は、就労可能な年齢人口の比率の増加を意味している。

(2) 配偶者の選択と結婚準備

家庭を築くうえで、配偶者の選択と結婚準備は重要な意味をもつが、これらにかんするドイツ連邦国内での状態を、一義的に表現することは現段階では不可能である。ただ伝統的規範が崩れ、個人的な新しい形態がそれのかわって模索されているということだけがい



えるであろう。配偶者の選択や、結婚が個人的になればなるほど現代社会に合った専門的知識にもとづく性教育も必要となる。この性教育は単に性の啓蒙だけにとどまらずに性にかんする価値観や両性間の礼儀等をも含むものでなければならない。1964年の「結婚と親性についての調査」では青年の14%がなんらかの形のこうした結婚準備講座を聴講していることが明らかになった。

(3) 結婚年齢

結婚年齢は年々早くなる傾向にある。1950年と1965年を比較すると、25歳以下の結婚は男子が18%，女子が26%増加している。その原因としては、経済的に早く自立できるようになったことと、性的早熟と考えられる。しかし社会階層により結婚年齢には大きい差がある。また未成年者の結婚もますます増えている。未成年者同志の結婚は、1950年は3,654件であったものが、1965年には1万6,985件に増加している。これらの早期結婚の場合は多くが当事者の完全に自由な決定によるよりも、むしろ子どもができたため、仕方のないものである。また、早期結婚の場合

の離婚率は、そうでない場合よりも目立って高くなっている。

(4) 家族構成

経済の工業化にともない、家族構成は、多世代混合家族が減少し、子どもの数の減少による家族の人数の縮小が目立つ特徴となっている。この傾向は、各社会階層の中ではとくに農家にはっきりあらわれている。1900年に5人以上の家族をもつ家庭は45%であったが、1966年にはに12%に減っている。また1961年現在、いわゆる核家族といわれるものが700万世帯あり、その50%が子どもが1人であり31.5%が2子をもつ家庭である。

(5) 人口状態

ますます活発になる産児制限の実施にもかかわらず、出生率が少しづつ伸びているために人口状態は全体的にそれほど脅かされてはない。1950年代までは出生率の伸びは結婚数の増加との関連で考えられたが、1958年から1964年まではむしろ結婚年齢の早期化に伴う出産率の増加によって説明される。子どもの数を決定するのは、ドイツでは家庭の経済的資力と、子どもに対する関係を親がどのよ

うに考えるかということと、さらに母親がその負担を引きうけるかどうかということによっている。子どもの数を何人にするのが理想かということについては、子どものない家庭、1子の家庭は好まれずに、むしろ2子、3子をもって理想的子ど�数と考えられている。

(6) 子どもの数

1964年一世帯の平均子ど�数は2.31人であり、1子の家庭が21.1%，2子の家庭が35.4%，3子以上が35.7%，子どものない家庭が8%となっている。人口政策上3人以上の子どもをもつ家庭が現状より減っていくことが重要である。

(7) 階層別にみた子どもの数

一世帯の平均子ど�数を階層別に見ていくと、自営農家、農業従事者、その他の労働者、自由業、公務員、サラリーマンの順で小さくなっている。子どもの数と家計状態との関係は都市ではありません密接でない。特殊な問題家族を除いて貧乏人の子だくさんの現象は一般的に減少しつつある。むしろ経済的なゆとりさえあれば子どもを持ちたいという希望

が強くなっている。住宅事情による子どもの数の大都市と小都市および農村間の格差は大きい。

(8) 家族と老人関係

老人人口の増加に伴ない老人の外的、内的孤独が問題となる。理想的なのは老人と若い家族が同一世帯に住むことではなくて、むしろ定期的に接触をはかれる距離に住んで「外的距離を保ち、内的距離をつくらない」ということであろう。

(9) 家庭内の権威関係

前掲の「結婚と親性に関する調査」によれば、家庭内における平等とパートナーシップの意識はかなり高まっている。つまり「理想的結婚では男性と女性は同じ権利をもって、すべてを決定する」ということに同意するもの67%で、同じ権利を子どもにまでも認めたものが7%を占めていた。「配偶者の収入は共同で管理する」を支持するもの45%，子どもの教育方針を同じ権利で決定するは54%の支持があった。この平等性とパートナーシップがしばしば家庭内の子どものしつけや教育などに混乱をきたしていることもまた事実で

ある。しかし現実の家庭においては、人格による一方の優位性や、ある特定の領域についてどちらかが指導力、決定力をもつということが多く、伝統的、家長的考え方と、近代的対等的考え方が共存する場合が多い。

(10) 結婚の安定性

離婚数の増加はこの100年間に4倍になっている。前の「結婚と親性の調査」で56%が自分たちの結婚は安定していると述べ、32%が一応安定しているが時折の緊張を含むといい、9%が結婚を脅やかすほどの大きい緊張と困難を含んでいると述べている。階層別にみれば、安定しているというのは農家に多いが、自営業、自由業の場合にはむしろ少なく、かれらの場合には2番目の状態が最も多い。結婚の不安定性が家庭生活、とくに子どもの教育に及ぼす影響は非常に大きい。

(11) 婦人の就労

男女同権、夫と妻の対等な身分などの結果として婦人の就労はますます増えている。1950年に比べて1965年は14歳以下の子どもをもつ母親の就労状態は約3倍に增加了。就労の第1の原因はなんといってもやはり経済

的理由で、15歳以下の子どもがいて、就労している母親の場合は約半数がその収入を直接家計にあてている。父親欠損家庭ではその90%以上は母親が働いている。

(12) 家族の余暇利用

休日、余暇を家庭で家族と一緒に過ごそうとする傾向は高まっている。余暇を家族一緒に過ごそうとする希望は主として両親の側に強いが、その実現は家族の大きさ、子どもの年齢、父親（または母親）の職業、地位等により制限される。

(13) 子どもの教育

職業教育を含めて子どもの教育についての親の理解はまだ決して十分ということはできない。前の調査で「娘の職業教育は息子のそれと同じように大切である」と主張する母親は全体の63%にすぎない。1964年の国勢調査によれば、中学卒業までの学歴では男女間に相違はないが、大学入学資格修得の段階では取得者は男子が5.5%を占めるのに対し女子は2.5%に過ぎず、職業教育や職業見習制度をせんぜん経験していない女子は25%にのぼり同じ男子の2倍以上となっている。

(14) 家族の大きさと子どもの教育方針

家族の大きさと子どもの上級学校進学との間には明らかな関係がある。子どもの少ない家庭の子どもたちはそれだけ多く進学のチャンスをもっている。しかし父親の職業などから考えて、家庭がいわゆる高い社会階層に属している場合には家庭における子どもの数と、上級学校進学とのあいだの関係は必ずしも成立たない。

(15) 家族の公的・社会活動への参加

家族の公的・社会活動への参加の意欲は一般に乏しく家庭中心的、マイホーム的傾向が強い。前の調査で自分の配偶者がなにかの公的活動を行なっていると答えたものは全体の20%にも満たない。とくに主婦や母親の公的生活への参加は非常に少ない。

Max Mingen, 1.Berichte der Bundesregierung über die Lage der Familie.

aus Jugendwohl 1968 No. 9 S. 303~312

(春 見 静 子 上智大学)

求められる中流階級の里親家庭

(アメリカ)



「施設にまさる暖い家庭的環境を」という願いに支えられて発展してきた里親制度の現状はどうであろうか。立派な里親はまことに少なく、里親家庭の大部分は経済的に不如意で、社会的にも不安定である。その家族関係も情緒的にむづかしい子どもの世話をするという要請にはとうてい応えられないような放任主義か厳格主義かのいずれかに片寄ったものが多い。里親家庭に措置されることによって子どもの持つ問題は一層悪化されて、次の里親家庭にもちこまれる。子どもの障害の度合は、たらい回しにされた家庭の数に比例するのである。里子が緊張のあまり痙攣をひきおこすほど、たえず極端な清潔を要求する家

庭、罰として食物を与えることを拒み、あるときには子どもを3日間も部屋に閉じこめたままだったなどという例が珍らしいことではない。

あやまった訴え方

里親制度がこのような事態を生み出したのは、われわれの訴え方が根本的に間違っていたからである。はじめから、里親家庭の必要を、間違った人びとに、間違ったやり方で訴えてきたからである。無能な里親も「成長し得る」という神話めいた言い伝えが確立され、里親が現金収入を要求するのは「理解できる、健全である」というように、言語道断

な現実が平然と合理化されてきた。

もちろん、里子を故意に傷つけ、損害を与える里親はめったにいない。ほとんどの里親は動機として、社会的責任を公言する。しかし、筆者の接してきた里親を考えてみると、むづかしい子どもを取扱うための特別の教育や経験を持っていないどころか、中等教育すら終えていない人たちが大部分であった。この人たちにとって、もっとも主要な動機はやはり自分たちの収入を少しでもふやしたいというところにあったようである。

一般的にいって、下層階級もしくは労働者の家庭はよい里親家庭にはむいていない。善意はあっても、やっと暮しをたてているだけで、むづかしい子どもの問題解決を援助する能力を持たない家庭につぎつぎにあずけられていく子どもたちは、一人の人間としての取扱いをうけず、愛情をはばまれ、人格の分裂を強いられて、ますます苦悩を深めるばかりである。役所の現場のワーカーや責任者、精神衛生関係者、刑務所や保護観察関係のワーカーなどは、いずれもこの里親制度の現状を病原的であるとして、深く憂慮している。

われわれのやり方はこうである。毎年繰返して行なわれる「里親運動」は無気力で、散漫なものである。地域の掲示板、ラジオ、テレビなどを通じて運動が宣伝される。町内の共同洗濯屋（注、幾台かの電機洗濯機がおいてあり、使用料を払って自分のものを洗わせてもらうところ）に貼り出されるポスターには、感情に訴えるような写真と、短い言葉だけをのせる。そして、新聞の求人欄に次のような広告を出す。「お宅に空部屋があれば、短期間だけ子どもの世話をしてくださいませんか。年齢はさまざまです……魅力的な料金を払います……」（1968年6月17日付バンクーバーのプロビンス紙より）。

このような里親家庭募集の訴えは、いずれも地域の中流や上流家庭の目にはふれぬまま過ぎてしまう。このような広告には縁のないかれらは里親制度の問題について何ら知るところがなく、援助を与えるという機会もうばわれたままである。

われわれの呼びかけに応えてくるのは、町のなかで最も生活程度の低い地域に住む人たちである。そこでわれわれは忠実に家庭調査

をする。まったく他にあてがないために、万能止むを得ず、急場の処置として、気のすすまぬ家庭に子どもを措置するときも多い。初めの家庭はたいてい失敗である。そこで自分にいいわけをする。「あそこの家には赤ん坊は無理だったのだ」と。それから違う年齢の子が措置され、そして再び同じことがおきる。このような繰返しの努力のなかでわれわれは子どもたちのニードをみたす仕事をしているのだと自分自身を納得させる。

このようにして、知らず知らずのうちに、われわれは「里親はよい人がするものでない」というイメージをつくりあげてしまった。里親になる人たちは後指をさされるようになってしまった。われわれは今こそ、自らの胸に問いただすべきである——里子になる子どもたちを実はやっかい者とみなしていたのではないか。また中流の「いい家庭を悪くするいやな子どもたち」だとひそかに思ってはこなかったかと。健康な白人の乳幼児の養子縁組のために、あれほど奔走するわれわれである。あわれにもうちひしがれた別の種類の子どもたちを空部屋さえあれば、誰に

でも、「魅力的な料金」で、里子に出すとはどういうことなのだろう。われわれには、貧困家庭の「風格ある原始的」生活を尊重する気風があり、現代風の中流家庭よりも、そとで井戸水をくみにいくような農家のほうが里子にはずっとよい環境だと信じこんでいるようである。しかし、そのイメージのなかに浮んでくる寛容にして悠々せまらず、心暖い「親父」タイプの人間は、今日まことに得がたいといわねばならない。

よい里親家庭

自分の親を持たぬ子どもにとって必要なのは、社会的にも安定した生活をおくり、よい教育をうけ、確立した自我をもつ両親を中心となって、家族のものがそれぞれ個人として尊重され、相互に満足し合っているようなよい家庭である。このような条件に合致するのは、下層階級よりは、中流、もしくは上流階級に属する家庭である。成功した里親家庭の特徴を研究したものは、いずれも、収入や教育水準の高さと中流階級の価値観と態度とをあげている。われわれは、里親を必要とす

る子どもにとって、よい家庭とはどんな家庭であるかを決定し、そのような家庭を開拓すべく努力しなければならない。里子を育てることは、特に選ばれた家庭ができる、特別の仕事でなくてはならない。子どもにとって必要なのは、もっとも養育的で、もっとも治療的な環境である。この目標達成のためには、第1にわれわれ自身の態度が検討され、第2に関係者的一致協力した総合的計画が必要である。

新しい里親運動

事態をかえるためには、問題の実状が児童の福祉に関する、いろいろな専門家や一般市民に明らかにされなければならない。ワレン (Roland Warren) が「アメリカの地域社会」(The Community in America) のなかであげている効果的な社会変化のための五つの段階を参考にして考えると、まずすべきことは、3～4人の関心あるものが中核となり、行動をおこし、これまで里親運動を行なってきた団体の支持をとりつける。教会、PTA、奉仕団体、大学婦人協会、保母の会、大学の

教育学部、病院の小児精神医学科、役所の民生担当部門、その他あらゆる関係方面的協力を得るようにする。この諸集団の努力の結集が変化を生み出す。中核となっているグループは、地域社会に何が問題かを明らかにできる有能な実行委員会を組織する。この委員会は、現状を変えることによって里子にはよりよい保護が与えられること、個人的社会的問題の発生が減少すること、里親制度全体がより経済的、より効果的に運営され得ることなどを明らかにする。このためには何よりも活発な啓蒙的PRが大切であって、第1級のPR専門家がこの仕事に求められなければならない。

宣伝ビラやパンフレットは、共同洗濯場のようなところではなく、図書館や空港のロビー、劇場の休憩室や小児科医院の待合室のようなところにおかれるべきである。ラジオやテレビによる宣伝も中流や上流むけに焦点が合わされ、「誰でも里親になれる」から「誰もが里親になれるわけではない」に変わらなくてはならない。PRの資料は里親制度の単純な解説ではなく、この深刻な社会問題を正

しく理解するに足る十分な情報と、責任ある教育をうけた里親の必要を説いたものに変えられなくてはならない。また下層階級出身の子どもは中流家庭を「悪くする」のではないか、下層階級の子どもが別の階級の家庭に適応できるだろうかなどという正当な疑問には、十分納得のいく説明が与えられなくてはならない。問題の深刻さ、子どもの持つ情緒障害の度合は決して軽くみせかけてはいけない。

里子の措置を取扱う機関の機能も変えられなくてはならない。不適当な里親を指導し、向上させるスーパーバイザーとしての現在の役割は、里親側の責任ある、独自の養育を尊重する、「専門的助言者」的役割にきりかえられるべきである。

かつて、黒人の子どもや混血児は、他の人種より劣ったものと考えられ、黒人やそのほか社会の底辺にある家庭以外には里親措置の望みはなかった。しかし、市民権運動を中心とするさまざまな動きによって、事情は変ってきた。今日、そのような子どもたちを里子としてあずかれる家庭は、確信を持った、力

のある、愛情の豊かな家庭であるとして受取られるようになった。気運はむいてきたのである。これを捉え、里親制度をこのような方向に変えていくのは、われわれの責任であ

貧困児童と家族手当

(イギリス)

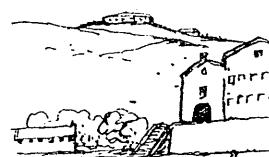
何が貧困であるかは社会の安寧・幸福の水準と相関関係にあるが、公的扶助である補足的給付委員会が定める査定の基準、いわゆる貧困線が通常一応の目やすとなろう。しかしこの方法は、基準の引上げによって、実際の情況には何らの変化がないにもかかわらず、たちまち貧困者が増加するというパラドックスを含んでいる。

貧困にかんする数字は必然的に概括的なものであるが、1966年の夏には次のような数字が出ている。34万5,000の生活困窮家庭のうち、12万5,000世帯は父親がフル・タイムの

る。

Annette Wigod, Lets Ask the Middle Class,
Canadian Welfare, November-December, 1968

(前田ケイ 東京YWCA)



職にあるため社会保障の給付の適用を除外され、2万世帯は Wage stop であった。収入が必要を満たし得ない家庭の割合は家族の構成数につれて急激に増加する。1966年度の補足的給付の基準をとると、50万人の子どもを含む16万世帯の30%は、父親がフル・タイムの職にあろうと失業、疾病、Wage stop にあろうと、3人あるいは3人以上の子どもをもつ家庭である。これらの数字は現在では補足的給付の額の増加や賃金と関連させた疾病・失業給付の導入などの結果調整される必要があるが、これらの改訂も低賃金所得者の生活

を引きあげることはほとんどなかった。

給付の増額

現行の家族手当は第2子につき週18シリング、第3子以降の児童につき週20シリングが支給される。寡婦の扶養家族加給は第1子および第2子にたいして2ポンド5シリング6ペンスに引上げられ、他の給付の扶養家族加給も改訂された。しかし社会保障給付を受けている寡婦その他の人が当然いだいた増額の不公平への疑問にたいし、政府は、家族手当は特に補足的給付の水準以下にある一般勤労家庭を援助するもので、扶養家族加給のような社会保障給付は家族手当を補足するものでなくこれにかわるものである。また社会保障以外で収入を得ているものは、学校給食の値上りに応じなければならず、家族手当の増額は納税者の増加をもたらすものもある。というような納得のいかない理由を述べている。しかし過去において家族手当が増加した際に家族加給の額が対応的に低下してしまったことはなく、働く父親のいない家庭への給付を増額せず、父親が働いている家庭への給

付を増額してその差を改めるという理由はどこにもない。

家族手当増額の費用

家族手当の増額による費用は、税の取戻しや扶養および補足的給付の出費の節減によって、一見したほどには多くないであろう。この増額により新たに30万人が税の対象となった。家族手当適用の資格を有する400万家庭のうち、200万が給付を受けたのであるが、納税者と非納税者、裕福な者とそうでないものはこれによって表面的にわけられる。しかし貧困児童の問題の核心である非常に困窮している者とそうでない者とを選びわけることはできない。またその恩恵を受ける者の納税者に対する立場を失わせない注意が必要であり、また家族手当の増額において、子どもを持たない納税者がほとんどこれに関係せず、扶養児童を持つ家庭が増額のための税の取戻しによって、より貧しい家庭の分を負担するといったことは明らかに不公平である。社会保障給付を増加する有効な方法は、税金によらないで経済成長による国家の歳入の増加に

求めるべきである。

資産調査

市民の名誉を傷つけ、社会的利益を剥奪するような資産調査は非難すべきである。しかし市民の尊厳とプライバシーを守っておこなわれる資産調査は真に必要に迫られる者を発見し援助する社会正義の達成の最も有効な方法である。資産調査による家族手当の支給の施行は、低賃金にたいする公約基金による明らかな補助であり、暗に低賃金を是認するものであるという非難がある。しかし、低賃金の問題が家族手当の必要を促進したことは否定できないが、このような家族手当の施行が、低賃金の「是認」とは考えられない。資産調査が人びとの意欲をそぐというのはまったく反対で、かえってより高い賃金への意欲を持たせるものである。資産調査による家族手当は「持てる者」と「持たざる者」を区別し、子どもの必要を満たしえない父親の失敗をさらすものであるという説にたいしては、選別性こそ平等主義をすすめるものであるといいたい。補足的給付水準以下にある25万の

児童を含む推計8万の家庭にたいし、一児童当たり一週1ポンドの増額が少なくとも問題の解決に必要である。すべての児童に家族手当を週数シリング増額するよりも貧困家庭への給付に集中すべきであり、児童の年齢に対応した累進的給付の導入も可能であったであろう。所得税、法律扶助、奨学金などは困惑や人間の尊厳をそこなうことなく資産調査にもとづいて行なわれていることを考えるべきであり、その他の反対理由についても納得しがたいのである。真に困窮している児童のために、すべての児童に少しづつ何か与えるというやり方は、貧困児童の対策として、最もふさわしい方針とはいえないであろう。

負の所得税

所得税は必要への配分に要する歳入の増加の手段であるのみでなく、それ自体、扶養児童控除等の差引きによって社会給付をおこなっているのである。しかし、税の控除と社会保障給付の間には根本的な違いが見られる。税の控除は人が得た収入をそのまま保ち、従って勤労への意欲をもつのにたいして、社会

保障は富の再配分であって、人びとの勤労の意欲をくじく傾向がある。しかしこの二つの制度は、収入によってあるいは差引きあるいは附加するという方法で一つの制度に統一することが可能である。所得税に結びついた自動的であり、また柔軟性に富んだ児童手当の給付制度は、われわれの求める問題解決の方法となるであろう。負の所得税の施行について種々の反対意見がある。たとえば雇用主側の仕事の増加、失業者への支払いをどこが扱うか。手続きのための用紙記入の煩雑さなどであるが、いずれも思いすごしあったり、また解決できないものはない。

将来の社会保障

社会保障の全面的検討は緊急事である。ビバリッジの原則は基本的には未だに行なわれているが、賃金に関連させた給付や、また現在の悲観的な経済状態は給付の均一率の引上げに必要な歳入を当分まかなうことはできないであろうという一般の認識によって崩れてしまっている。25万の貧困家庭の児童の援助のために、400万家庭の児童の家族手当を両親の

資産や児童の必要のいかんにかかわらず増額する意味があろうか。貧困児童にかんする他の提案は、資源を困窮児童に、あるいは年齢と共に急激に費用のかさむ年長の児童に、あるいは疑いもなく最も費用のかかる第1子に集中することである。ポンドの切下げは社会保障で給付されるペニイの購買力を減じ、特に貧困線上にある多くの家族は一層悪くなつた。社会保障の機構は給付や手当のつぎはぎ細工となった。社会保障制度はまた賃金体系、賃金水準とくに低賃金との関連においてさらに研究されるべきである。われわれは今、三つの型の手当、社会保障給付(無税)、家族手当(課税)、所得税の扶養児童控除の統合を考えている。これらの撤廃は、資産調査、貧困家庭児童への無料の学校給食などによって人を傷けることなしに全児童のために少なくとも10億ポンドを無税で支出することができる。

1964年および66年度の、退職手当、児童の年齢を考慮した家族手当の累進的増加、新しい家族手当制度などの約束はどれも実施されず近い将来実施される様子もない。目下は、

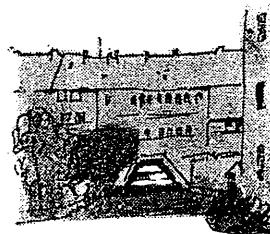
物価高の時代にあって、貧困線以下の25万人の児童をいまだに抱えながら家族手当の基準の引上げをはかっているのが実状である。改革へのアクションが必要である。

(Alec Samuels, "Child Poverty and Family Allowances" *Social Service Quarterly*, Winter 1968-1969, The National Council of Social Service)

(山内 匠子 国際社会福祉協議会日本国委員会)

負の所得税と児童手当の比較

(アメリカ)



ジョンソン大統領は、1967年の議会に対する経済報告書の中で「すべてのアメリカ人に最低生活を保障するために多くの提案が出されているが、これを検討するため専門委員会を設置する」と発表した。その中でも、負の所得税 (Negative Income Tax) と児童手当は最も重要なものである。

児童手当

アメリカを除くすべての西欧工業国は児童手当制度をもっている。そこでは貧者も富者も、すべての家族が、1人1人の児童について助成金をもらっている。社会保険的性格の児童手当制度の最大の利点は、受益者がそれを権利によって保障されていると感ずること

である。この制度には資産調査 (means test) がない。したがって受益者の権威は失なわれない。しかし、この制度では助成金の不要な人にもそれを与えることになり、そうしなければ十分な効果を期待することができない。

1人の児童につき 600 ドルの控除が認められている場合、毎月児童 1 人当たり 25 ドル (年に 300 ドル) の収入のある 20% 課税率階層の家族を考えてみよう。まず、600 ドルの 20% の 120 ドル、さらに 300 ドルの 20% の 60 ドルが手当そのものに対する課税となる。したがって年に 300 ドルの手当を受ける家族の純粋な収入は 120 ドルである。同様な条件で、1 人の児童につき毎月 50 ドルの手当を支給するとすれば純収入は 360 ドルになる。

もし、手当額が毎月 10 ドルだとすると、20% 課税率階層の手当による純益は 96 ドルであるが、これは 600 ドル控除に対する課税 120 ドルより少ないと、児童手当を受けることにより、かえって損をすることになる。毎月 10 ドルの場合は 17% 以下の課税率階層だけがその恩恵を受けるにすぎない。

毎月 50 ドルの手当の場合は、50% 以下の課税率階層は純益を得ることになる。このように、手当額が大きくなれば、それを要求しない人びとにも助成金が与えられることになる。

児童手当についての提案

Schorr は、次の 3 種類の学齢未満児に対する児童手当制度を提案している。

- (1) 每月 50 ドルの学齢未満児手当 (年齢は 6 歳まで、総経費は 59 億ドル)
 - (2) 学齢前 50 ドル、学齢児 (6~18 歳) には 10 ドル、費用は 120 億ドル
 - (3) 学齢前 25 ドル、学齢児 10 ドル、総経費 40 億ドル
- (1)の提案では、学齢未満児をもつ貧困家庭の約 2 分の 1 が救済されるが、(3)では 4

分の1の家庭が救われるにすぎない。いずれにしても、児童のいる貧困家庭の3分の2にしか、学齢前の子どもがいないのである。したがって、これらの提案では児童のいる貧困家庭の3分の1から6分の1が救済されるだけである。

Moynihan の提案は、毎月1人の児童につき平均10ドルを支給するというものである。これには90億ドルの費用を要するが、内容は非常に貧弱である。

さらに、貧困から脱却しようと試みる家族の多くは、児童手当が支給されても公的扶助は継続されると考えている。この場合、資産調査が必要となり、児童手当制度の最大の利点は意味のないものとなる。

また、たとえ285億ドルの費用で、1人の児童に毎月50ドル支払うとしても、貧困家庭の28.3%は残ってしまう。そのうえ、これは子どものいない1,020万人の困窮者には何の恩恵も与えないものである。

負の所得税

ある一定の所得水準 (break-even level) を

境に、それを上回る家庭は税を納め、それ以下は国から補助金をもらうことになる。収入を保障する水準 (guarantee level) は、このbreak-even 水準と負の所得税率によって決定する。

たとえば、5人家族の break-even 水準が6,000ドル、負の税率が50%とすると、保障水準（勤労所得のない家族に与えられる補助金）は3,000ドルとなる。もし、同じ5人家族に対し負の税率が60%なら、保障水準は3,720ドルで、これは貧困線 (Poverty line) の3,685ドルより35ドル多い。

5人家族6,000ドルの break-even 水準、50%税率にかかる費用は180～230億ドルである。この計画は、(1)生活保護費水準をはるかに上回る最低生活費を保障する、(2)現存する貧困家庭の2分の1を貧困から救済する、(3)残りの貧困家庭の収入を増加すること、を目的としている。これにより、毎月50ドルの児童手当と同等な効果をあげることができる。

さらに、50億ドルを追加して225～280億ドルの費用で、6,000ドルの break-even 水準、5人家族で62%の負の所得税率とすれば、貧

乏を完全に追放することができる。この62%という率を選んだ理由は、(1)それは完全に貧乏を追放する、(2)受益者に働く意欲を起させる、(3)総費用は実現可能の枠内にある、などのためである。

（負の所得税と児童手当による純収入の比較
—夫婦と子どもが3人いる5人家族の場合）

勤 労 所 得	純 収 入	
	負の所得税	児 童 手 当
0	3,720	1,716
\$ 1,000	3,100	1,570
2,000	2,480	1,414
3,000	1,960	1,248
4,000	1,380	1,206
5,000	810	1,166
6,000	450	1,136
7,000	—	1,116
8,000	—	1,098
9,000	—	980

この表によれば、3人の子どものいる夫婦の家庭で年収が5,000ドル以下の場合、負の所得税の方が、児童手当に比べ受給額が大きい。6,000ドルという break-even 水準以上の

収入があるとき、負の所得税からは何の補助金も入ってこないが、児童手当からは入ってくる。また、5人家族の約70%は5,000ドル以上の勤労所得があるので、負の所得税は、児童手当に比べて、貧困家庭やそれに準ずる人びと以外に支給する補助金の額は、きわめて少なくなっている。

負の所得税にかかる費用は235～280億ドルで、この額は十分な児童手当の支給に必要な285億ドルより低いものである。さらに、児童手当では、子どものいない1,020万人の貧困者を救済できなかったが、もし、これに社会保険的 методを用い同様な効果をあげようすれば約120億ドルかかる。したがって、負の所得税を用いれば、それに見合う効果をあげる児童手当より120～170億ドルも安上がりである。

権利としての収入

負の所得税は、それを必要とするものにだけ補助を与えることにより、貧困者に対する最大の援助を行なうであろう。しかし、それには資産調査が必要で、これに反対する人び

ともかなり多い。

しかし、問題は収入を権利として認識するかどうかであり、受益者が尊厳と自尊心を失なわないように行政指導をすることである。たとえば、高度に非人格的な所得税機構を確立すれば、現在生活保護受給の際行なわれている資産調査の陰湿な側面をある程度消滅できるだろう。また、議会がすべてのアメリカ人は相当な生活水準を享受する権利を有し、それは負の所得税によって保障されると宣言

すれば、もっと効果的であろう。

さらに、最近カナダで法制定された、負の所得税による老人の収入保障制度を詳細に研究すれば、その心理学的側面を検討することも可能となるに違いない。

(Irwin Garfinkel "Negative Income Tax and Childrens Allowance Programs : a Comparison", *Social Work*, Vol. 13, No. 4, October 1968, PP. 33-39)

(根本嘉昭全社協)

自営業者の保護

(西ドイツ)



経済的な自立だけでは、近代経済社会においてはなんら十分な保障にはならない。古くからの自立によるいわゆる基本財産づくりは、いまもなお実際に行なわれ、絶対額においてはそれは昔をしのぐものであるが、しか

し、通常十分な老後の生活保障に足りるものではない。もし年金による老齢保障と平均的な自営業者の財産によるそれとを比較したばあい、前者の方が勝るのはいうまでもない。したがって、これら自営業者にさらにいっそ

うの経済的自立を与えなければならないが、このことは老齢保護の必要性が認識されるときのみ可能である。

ところで、経済のいちじるしい構造変化にとまどう自営業者にたいして、今までなんら具体的な措置はとられていない。かれらは、その部門においても生じてくる社会的困難を克服するために、ほとんど自助に頼らざるをえない。しかし、それではもはや十分ではない。

公的年金保険の自営業者への公開は、5年前からキリスト教民主同盟(CDU)およびキリスト教社会主義同盟(CSU)の中間派によって主張されてきている。この要求は、CDUの活動計画のなかにも取り入れられた。そこでは、「公的年金保険は、同一の権利と義務のもとに、新しいグループに公開されるべきである」とうたわれている。連邦政府にたいしても、連邦議会で1967年財政改正法審議のさいに、各派連合で、「公的年金保険への全職員の適用を機会に、自営業者および自由業の家族への公的年金保険の適用拡大の準備を強力に進め、なるべく早い機会に連

邦議会にそれにかんする法案を提出すること」という動議が出され、公的年金保険の自営業者への適用ための準備が要求された。

CDUおよびCSUの中間派の案の要点は、年金の受給に必要な被保険者期間を18~25年とし、一定の条件のもとにこの期間を短縮するというものである。また、この案は、すでに保護されている業種については、原則として従来のままの形を維持していくことを提案している。なによりもこの案の特徴は、被保険者期間の制限と適用免除の可能性という二つの異なったメルクマールが提案されていることである。ともかく、自営業者への年金保険の公開は、政策的な要求としてかならず実現されると思われる。職業的な自立は、今日、昔に比べて数倍もむずかしくなっている。しかし、自営業は、経済的ならびに一般政策的見地から不可欠のものである。老齢保護の改善は、自営業への魅力を回復させるための方法としても意義がある。

なお、CDUの活動計画のなかにもられた自営業者の老齢保護にかんする提案の内容はつぎのとおりである。

「すべての職業グループは、十分な社会保障への加入が可能でなければならない。経済的発展は、社会的な老齢保障がもはや非自営的分野にのみ限られるべきでないということを示している。自営業者および自由業者の社会保険への受入れは、基礎年金が支給されるような方法で期間的に限られた保険料納付を条件として行なわれるべきである」。

また、限られた被保険者期間を短縮すると同時に、一定の年金請求権を保証するためには、職員にたいする規定に対応して一定の補足規定が設けられるべきであるとされているが、その内容はつぎのとおりである。

- (1) 以前の被保険者期間、脱退期間およびみなし期間は、就業活動の種類に関係なく、期間的に限られた法定の被保険義務の履行として考慮され、期間算入される。
- (2) 自営業者、および自由業の家族のばあいには、証明される自営活動期間も年金請求の基礎に算入される。
- (3) 法律であらかじめ定めた被保険者期間を老齢のため満たしえない老齢の自営業者は、保険料の後納ができるものとし、それ

によって年金請求権が得られるものとする。これらの者のはあいの後納の保険料は、任意継続被保険者に適用される保険料率に準ずるものとする。

(4) その他のこれに相当する保険への加入の証明があるばあいまたは経過期間中にあまりにも高年齢であるばあいには、適用が免除される。

(注) 現在、西ドイツには自営業者が約302万人(1967年)おり、農林業に93万人、製造業に72万人、商業に75万人、自由業に62万人が従事している。全体の数は、1950年の325万人に比べて減っているが、商業および自由業の自営業者の数は増加している。減少しているのは、農林業および製造業の自営業者である。

(K. Schmücker, "Auch Selbständige sind schutzbedürftig", *Arbeit und Sozialpolitik*,

11/12, 1968, ss. 359~360.)

(石本忠義 健保連)

病院利用と病院費用の国際比較

—カナダと合衆国、1948年～1966年—



さいきんの病院費用の急増は、合衆国における深刻な関心事となってきている。国民1人あたりの一般病院への平均支出額は1962年から66年まで年に約10%ずつの増加をみせている。こういう状況の下で、経済制度や病院組織のうえでは類似しておりながら病院費用調達のうえで異なる制度をもつカナダとこの面の比較をすることは意義あることとおもわれる。

合衆国での病院費用の支払いの一次的手段は民間の健康保険である。これによる支払いは一般病院費用中約7割に相当する金額に達する。1966年から租税を財源とするいわゆるメデケアが発足したが、これの支払い額はごく限られた金額でしかない。他方、カナダに

おいては、1958年から連邦の財政援助の下で州営の病院保険制度が発足し、ケベック州の1961年1月の実施をさいごにこの制度は全住民に適用されることとなった。この保険では、入院費用だけを対象とし定められた病室にしか入院できないが、入院期間に制限はない。この制度においては、七つの州では一般的の租税を財源とし、他の三つの州では州の一般会計プラス保険料もしくは入院税を財源としている。

両国における病院保険は、病院の経常費をコントロールする点でも異なっている。合衆国では、ブルーカロスもしくは民間の保険会社が、一般に病院から請求のあった金額そのものを制限なしに支払うやりかたをとっている。

る。そのためどうしても病院費用はますます高価の一途をたどることになる。また、合衆国の現行制度のもとでは、各病院間の施設・設備の重複投資の回避策はとられていない。これにたいし、カナダでは、病院保険制度のもとで、各病院を「予算評定」基準でもって経理するやりかたをとっている。各病院は、患者数や職員状況などの資料をつけたくわしい経年的な資料と予算書を州に提出する。州当局は費用管理の観点からこの計画を検討しどきには支出規制をする。

〈病院利用〉

人口1,000対のカナダの「公的」一般病院病床数は6.1床、合衆国の非連邦病院のそれは4.3、床であり(1966年)、その伸び率もカナダの方がいちじるしい。人口1,000対入院患者数も、カナダ152、合衆国140で(同上年)、1948年から1966年までの伸び率は前者が37%、後者は33%である。平均在院日数は、カナダでは11.9日から11.8日へ、合衆国では10.3日から8.7日へと変化してきたが('48年-'66年)、カナダでは、病院保険が発足した

1958年のあとより長い日数を示している。合衆国では、メデケア施行の影響であろうか、1966年以降若干の伸びをみせている。入院率の地域差は、カナダの方が大きい。

両国における入院利用推移の異なるパターンをもたらした要因としては、カナダの病院保険制度による入院しやすさがあげられるべきである。しかし、両国の病院利用の差異は、この制度発足以前にもあったのであるから、この入院しやすさ以外にも種々の要因があると考えられる。カナダにとくに入院日数が長いことの要因としては、この国にナーシングホームが少ないと、病院保険の内容のちがい、人口密度や医師分布のちがい、さらには冬の期間の長短とか医師の診療上の習慣などが考えられる。なお、グループプラクテスをともなう前払い保険においてはより短かい入院日数がみられることから、両国のいずれにおいても不必要入院があると指摘する人もいる。

〈病院費用〉

患者1人1日あたり費用は、1966年カナダ

で35.7ドル、合衆国では45.5ドルである。このような差をもたらす要因としては、たとえば生活水準のちがいなども考えられるが断定はできない。一部には、合衆国病院が大規模でありそれが費用高額化につながる、ということがあるのかもしれない。この1日あたり費用は、1948年を100とする指数でみると、1966年には、カナダでは362、合衆国では296であるが、カナダではとくに1959年以降の増加がめだっている。1959年以降の医療のレベルアップと職員数の増加の帰結である。また、住民1人あたり(年間)一般病院経常費用は、カナダでは1948年に10.1ドルだったものが、1966年には64ドルへと急増した。合衆国においては、同期間に12.5ドルから55.2ドルへと増加した。このようなカナダにおける急増は、1人1日あたり費用の増加の反映というよりも、むしろ入院率・平均在院日数延長のもたらしたものである。GNPに占める病院費用割合は1948年にはカナダが0.9%、合衆国0.7%、1966年にはカナダ4.2%、合衆国3.7%であり、これまたカナダの方に増加が顕著である。州ごとの1人1日あたり費用

をみると、1966年カナダの最低はプリンス・エドワード・アイランド州の27ドル、最高がケベック州の44ドルである。合衆国での最低はイースト・サウス・セントラル州の36ドル、最高はパシフィック州の56ドルである。

〈むすび〉

カナダの方がより高い入院率、長い入院期間を示すことが知られたが、これはカナダの病院保険制度施行前にもみられた傾向である。カナダにおける入院保険は入院費用の伸びを促進した。この点で、病院費用をコントロールするものとして導入された「予算評定」のやりかたがどの程度効をそうしたのかを結論することは難しい。入院利用の差異をもたらす理由や、そのような差異が医療の質とどうかわりあいをもつのか、という点などは今後検討すべき課題である。

(Louis S. Reed & Willine Carr, "Utilization and Cost of General Hospital Care; Canada and the United States, 1948-66", *Social Security Bulletin*, Nov. '68 Vol. 31, No. 11)

(前田信雄 国立公衆衛生院)

(15ページからつづく)

ところで、ベルギーでも、最近では、急速な技術革新が進行し、また、1人当たりの所得も上昇し、雇用の構造も変化してきた。しかも労働力化される以前の青少年層では、学校や訓練所で就学する期間が長くなり、他方、人口の老年化も進んできた。しかも、筋肉労働者数の増加率は鈍化し、減少の傾向が現われ、この傾向は、鉱山労働者にとくにいちじるしい。これらの事情から、賃金労働者の3グループの年金制度では、財政的な危機が現われてきたが、その危機感を促がした要素の1つに、それらのグループが労働力の減少傾向にもかかわらず、賦課方式を採用しているということであった。

これらの事情からして、今回の改正で、最も重要な意義をもつのは、財政的統一であったといえよう。つまり、この統一は財政的な公正の実現と賃金労働者グループに現われる保険料収入の減少に対する相殺を、基本的な目的とするものであった。財政的不均衡の例として、1967年末現在の状況をみれば、頭脳労働者の制度は

190億BF(ベルギー・フラン)のバランスを示しており、給付に対する支出は58億BFであった。これに対して、筋肉労働者では、給付支出が178億BFで、収支残高は14億BFにすぎなかった。とくに、鉱山労働者では、バランスが赤字となっていた。かかる事情のもとで、改正が行なわれ、その結果、賃金労働者のグループに対して、俸給取得者から83.6億BFが提供され、しかも、後者には、まだ106.4億BFが残ることになった。

これら財政的調整に対して、前述した拠出負担の較差是正では、たとえば、賃金取得者の拠出率は引上げられるのに、俸給取得者の拠出率は1967年まで、据えおきとされている。たとえば、1968年1月から、労使双方の負担分を合せた拠出率を、鉱山労働者は10.5%から12.5%に、海員は12.0%から12.5%に、それぞれ引上げられた。また、所得の最高額の統一は、1974年に実現されることになっており、その時点で、拠出率と所得の上限が検討される予定となっている。

(53ページへつづく)

ISSA海外論文要約より

社会保険改正にかんする 労働総同盟の提案

Fernando Montagnani (イタリア)

社会保険改正の提案にかんする運営委員会(1967年6月7—8日、ローマ)に、イタリア労働総同盟(CGIL. -Confederazione Generale Italiana del Lavoro)の書記長が提出した報告によって、総同盟による年金制度改革の要求が推進されることになった。

現在、イタリアの年金制度は2つの重要な問題に直面している。1つは、すでに裁定されている年金の水準にかんする改善であり、もう1つは、制度の完全な総点検である。2つの問題は異なっており、それぞれ別に扱われている。一般的な制度で支給される平均年



金は、一般に月額2万2,000リラで、65歳未満の最低額は1万5,600リラ、65歳以上では1万9,500リラとなっている。すべての年金のうち、約3分の2が最低の支給額となっている。そのような低い年金が、満足な生活水準を確保させることの困難なことは、これらの数字から明白であろう。年金額の調整について、スライディング・スケール制度が実施されているが、この仕組みだけでは、年金の水準を、適切な水準に維持することは、保証できない。问题是、適切な立法措置を要求することになるであろう。

受給者の年齢によって異なる水準を、1本にするには、なんらの根拠も存在していないので、ある統一的な最低年金額を定めるべきであると、CGILは絶えず主張してきた。月額1万9,500リラの最低額における15%の引上げは、その結果、年金額を2万2,500リラとし、この支給額が最低年金月額とされるかも知れない。その場合には、そのような調整を賄なうに必要な基金を見出だす問題が生じ、また、この問題から、年金制度の改革という問題が生まれることになる。イタリアでは、各人の収入に対する比率で示される拠出率は、ヨーロッパにおける最大のひとつ(工業労働者で18%)となっており、しかも、かてて加えて、多数の積立金制度が実施されており、それらの制度の中には、給付提供のために、より有効に使用できたはずの多数の資金が、管理支出として使われている。さらに、被用者に対する一般的な制度では、農業労働者に適用される拠出率と、その他のカテゴリーに属する労働者の拠出率との間に、実質的かつ変則的な相違が存在する。政治的および社会的理由から、農業労働者に対する拠

出率は、従来きわめて低い水準に固定されており、ある場合には、工業や商業部門の労働者によって支払われる拠出率の、15分の1程度の低さであった。その結果、毎年何十億リラかの資金が、工業労働者のポケットから、農業労働者のポケットに移されている。かくして、積立金制度に対する拠出は、すべて被用者の所得に対する租税の性格をもっている。契約貯蓄制度の擁護者たちでさえも、労働者からの拠出の流入として説明される、かなりな量の貯蓄を、基本的には、保護として指定されている活動の妥当性を、承認しなければならない。もし、農業部門の使用者たちが、他の部門において実施される拠出率で、拠出を支払うように要求されるならば、農業部門からの拠出収入は3,000万リラとなり、これは農業部門における拠出と支出との間に現在存在している差額を解消する財源を賄わない、また、一般的制度でカバーされた全労働者に支給される年金水準を、改善することができたであろう。

年金制度改革の適切な方向づけとして、二

つの基本的なガイドラインが生まれてくる。まず拠出がその徴収目的に対して、完全かつ明白に使用され、さらにあるほかの関係において、たとえ他の目的が正当で、しかも合法的であるとしても、直接的にもしくは間接的に、最終的な目的が、それら他の目的に対する拠出利用の基本原則とその流用とに、与えられるということを、改正が保証しなければならない。第2番目に、公的部門かまたは民間部門に雇用されるすべての被用者を、ある単一の制度に含めるために、既存のすべての基金と制度を統合するのが、基本的課題とされることである。そのような統合は、多数の諸要素によって達成される。とくに、雇用機会、労働条件および報酬の水準が異なった時期では変化し、またあるカテゴリーと他のカテゴリーで、そしてある部門と他の部門でも相違するという事実が指摘される。

ある人物が、ある特殊な職業のカテゴリー部門に雇用されるという事実により、ある直接的な方法で、年金水準が不利な影響を受けるという状況を、将来において除去するに

は、年金は全被用者の全般的な状況に基づいて、決定されるべきであるということが、基本的に要求される。異なった部門とカテゴリーなどのあいだに現在存在し、あるいは将来発生するかも知れない取扱い上の変則は、かくして、全般的な連帶責任を基盤として、もし各個別の労働者に支給される年金額が、当人の支払った拠出に応じて算出されるならば、自然に除去されるであろう。

Proposals of the Italian General Confederation of Labour (C.G.I.L.) concerning the Reform of the Social Insurance Scheme, "Le Proposte della Confederazione Generale Italiana del Lavoro Per la riforma della Previdenza Sociale", "L'assistenza sociale", No.3, 1967, pp. 267—291; No.11, '68.

財政変更法と社会保険

Dietev Schewi (西ドイツ)

本稿には、ドイツ連邦共和国の長期的財政計画にかんする法律が、社会保険に与える影響について、述べられている。

1967年の財政変更法は、第1次計画期間(1967—71年)の収入と支出に現われる展開を、経済全体の必要条件に調和させるように配慮されており、この財政変更法は、36に及ぶ連邦法の修正を、必要とするものであった。これら多数の修正の中で、多くの法律が、社会保険と関連をもっており、遠い将来に託された結果に影響を与えることになる。決定された修正は、以下に示されるとおりで、これらは各種の制度と関連をもつていて、



1967年の租税変更法のように、すでに採用された他の手段と同様に、財政変更法により、第1段階として、連邦共和国で、ある試みが行なわれる。この試みの結果として、1年間を財政の単位期間とする方式が廃棄され、その代りに、国家予算の財政計画にスライド方式が用いられ、しかも、事務的には、1年という単位期間の操作を放棄しない方式が、採用されることになる。この方式は連邦政府の財政にだけ用いられ、ラントや地方自治体には、まだ採用されていない。公的財政におけるこの新しい傾向は、Troger Report 2の公表以後に決定的となった。法律を修正する根拠は、将来経済安定を危うくすると予想される、かなりの超過支出の予測である。社

会保険との関係では、財政変更法の目的が、支出を削減するか、あるいは、収入を増大させるか、いずれかの方法によって、この予想超過を除去することである。最近の数年間ににおける論議で、最も大きく取上げられた社会政策の改革にも、多くの提案が行なわれた。

疾病保険については、年金受給者の問題が討議された。大多数の人びとは、すでに保険を強制的に適用されているが、しかし、年金受給者の給付に要する経費の一部をカバーするために、ほんの名目的な拠出が、各疾病保険金庫によって支払われ、年金受給者は、当人自身なんらの支払いも行なわなかった。老齢者の医療に対する、必然的に重いこの財政負担は、疾病保険金庫に所属し、生産活動に従事する加入者により調達され、したがって、経済的な用語では、再分配の手段が存在したことになる。この基本的な原則はそのまま残されるが、しかし、負担の一部はそれに配分される。現在では、すべての年金受給者は、年金から控除することにより、疾病

保険拠出（年金の2%）を支払わなければならぬ。この拠出からの収入は、年金保険制度に納められるが、しかし、この仕組みは、従来、年金受給者の疾病保険を賄ったよりも、より大きな拠出を行なう。さらに、1,965の疾病保険金庫のあいだにおいて、年金受給者の配分を等しくし、その結果、財政的な負担を均等化することによって、年金受給者に対するある財政的な補償が採用された。したがって、生産活動に従事する加入者から、老齢者に対して行なわれる再分配は、基本的には、すべての金庫に同一レベルで行なわれることになるであろう。また比較的に重い負担を老齢者が拠出することにより、疾病保険金庫には、大きな財政的援助が与えられることになるであろう。この財政均等化は、いちじるしい前進である。

年金保険には、新しい概念が採用された。従来、労働者は、かれらの所得水準に關係なく、強制的に被保険者となっていたのに対して、俸給取得者は、ある所得制限以下の人びとだけが、強制的に被保険者となっていた。

この所得制限は廃止され、その結果、俸給取得者は、原則として、強制的被保険者となり、この変化は、国民保険への重要なひとつの段階にもなっている。労働者として拠出を支払ってきた女子被保険者が、結婚時に払戻しを受ける可能性は、廃止されてしまったが、将来において、この廃止がもつ意義は、単なる支出の減少というよりも、より大きな影響をもっていることである。拠出の払戻しは、すべての権利の消滅を意味し、消滅したその権利は、女子労働者が再び労働に復帰した場合に、遡及して復活されない。かくして、多数の女子労働者が雇用を離れた場合に、強制保険に再加入することは、老齢年金の受給資格条件として要求された拠出期間を、満たし得ないことになる。したがって、新しい制度は、そのような女子に対して、長期的に保持される明確な利益を提供している。おそらく、拠出償還の代りに、世帯を作る場合の援助として、免税の貸付金が、年金保険制度から提供されるであろう。

財政変更法に含まれた他の特定な規定に

は、なんら新しい概念は含まれていない。これらは、社会保険制度における収入と支出の安定した発展を保証する、財政的目的を達成するように、考慮されている。

註1 連邦政府労働・社会省における社会保険政策の顧問官。

2 財政変更委員会によるドイツ連邦共和国の財政改革にかんする報告。

Social Insurance under the Financial Reform Law, "Die Socialversicherung im Finanzänderungsgesetz", *Wege Zur Socialversicherung*, No. 1, Januery 1968, pp. 1-9; No. 18, '68.

疾病保険のダイナミズム

Günther Windschild (西ドイツ)

本稿は疾病保険の討議に寄与した論文で、これには、ダイナミックな制度にかんするある計画が、含められている。

疾病保険の財政状態は、長年にわたり改革を要求してきたが、いまやある危険な段階に到達した。この観点から、変容する経済的諸条件に、疾病保険をより容易に適応させるよう、ダイナミックな要素を、疾病保険に導入するあるモデルの計画が提案された。財政状態の重大なことは、議会が俸給取得者の疾病保険拠出を算出する収入の上限を、再び引上げるべきであるとして、最近行なわれた新しい要求にみられるし、また、事実、最高の拠出引上げを要求された地方疾病金庫の数



が、ある単年度に2倍以上になったという事実にも、現われている。強制的な被保険者数がより多くなったことや、また拠出収入の増大したことから生じた疾病金庫の収入増加は、医師の報酬に対する新方式により、また入院加療と薬剤の経費上昇により、すでに消えてしまった。年金受給者にも、疾病保険に課せられた重い負担が要求されている。疾病保険の財政状態を救済するには、可能性をもつ四つの解決策が考えられるが、しかし、すべてがいずれも有効という訳ではない。疾病中にも、労働者に賃金を支払う方式が採用されるかも知れないし、疾病保険に対して、年金受給者の負担する適切な財政的寄与が要求されるかも知れないし、賃金と関連づけられ

た拠出制限が、緩和されるかも知れないし、また金庫には、保険の対象とされる所得に課せられた11%という現行の制限を超えて、拠出率を定めることが認められるかも知れない。保険拠出が算出される収入の上限は、900 ドイツ・マルクから、1,500 ドイツ・マルクもしくは 1,800 ドイツ・マルクに引上げられるかも知れない（過去の経験が示してきたように、引上げはそれ自身では効果的な長期的解決策ではない）。

提案された各種の手段は、疾病保険財政の強化に成功する、という自信をもてない予測から、緊張、かつ必要な手段と考えられる公的疾病保険 (G K V) の財源調達方式を立案する努力が、行なわれてきたが、しかし、方法論にかんする限り、最終的には、なんらの要求も行なわれていない。疾病保険制度にダイナミックな方法を採用するモデルの計画がもつ特長は、以下に示すとおりである。

すべての賃金労働者と俸給取得者は、使用者の職責にある人びとを除き、強制的な被保

険者となるであろう。任意保険は、賃金労働者と俸給取得者に対する条件と同一内容で、自営業者に解放される。GKVに対する被保険者の拠出は、社会保険で考慮される収入を対象とし、5%の統一的な拠出率が採用されるであろう。月額1,000 ドイツ・マルク以上の収入では、その拠出率が漸次引下げられるであろう。短期的な疾病期間中に引きつづき賃金を支払われる労働者は、それらの拠出を減額され、また、これは、自営業者が金庫からの現金給付を、ただちに要求しないことを条件として、自営業者にも適用されるであろう。提案されたこの疾病保険制度の採用に基づき、金庫に対して支払う使用者の負担分として、使用者は月額最高1万8,000 ドイツ・マルクまでを対象に、社会保険拠出として、労働者の収入の5%を支払うであろう。使用者拠出は、短期的疾病的期間中に賃金を支払われる労働者について、減額することができる。このモデルとされる計画に含まれたダイナミックな要素は、拠出決定の方法と使用者の負担参加の制限が、所得の全般的な評価と関連させて、毎年改正されるということであ

る。この方法で、疾病金庫は、被保険者の所得の上昇と一致して増大した収入を得るであろう。疾病保険の改正を成功裏に達成するためには、保険収入の再編成を、支出との関連をもつ改正とあわせて行なう必要があるだろう。医師の料金、薬剤の価格、および入院費を決定する基本原則は、再検討され、かつ、必要ならば、改正されなければならない。

この計画に対する反対は、私的な保険会社によって打ち出され、また、このダイナミックな制度は、GKV もしくはその管理上の自治権をなんら考慮していないということも、含んでいた。この批判は十分な正当性を欠いている。その理由は、提案された計画が、第一義的には、財政的な資金と加入の問題にかんするものであり、また、それだけでは、疾病保険改正の問題が生まれない。しかし、仕組みの問題は、統一的なレベルで、法律によって拠出を定める提案により、また各金庫間における財政的な平等化の必要性という関係によって、影響をうける。

Dynamism in Sickness Insurance, "Kranken-

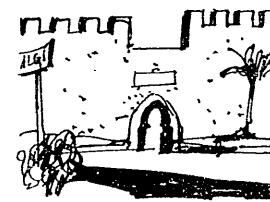
versicherung mit Dynamik", "Soziale Sicherheit", No. 3, March 1967, pp. 71-74; No. 31 '68.

老齢の諸問題

Arnold Sixer※ (スイス)

本稿には、連邦議会の唱導に基づき、老齢対策財團によって設けられた、老齢問題にかかる調査委員会の調査結果が、示されていく。

報告の全文には、以下の標題が含まれている。すなわちこれらは、(1) 全人口と市民の老齢化、(2) 老齢者の経済状態とかれらの財政的保障、(3) 老齢者の住宅問題、(4) レジャー、および援護と世話の対策である。これらの中で、本稿は第2章だけを取りあげている。検討の対象とされる老齢者のうち、第1のグループは 老齢な賃金取得者 で、かれらは今まで社会政策の中で早急な対策を要する主要な人びととされており、かれらの問題は、



自営業者と非被用者の問題と基本的に違っている。なぜならば、老齢な賃金取得者は、仕事から引退するのが、主として使用者とかかわりをもっており、また、その結果、経済的な状況ともかかわりをもつからである。しかしながら、今日では、選択により他の雇用が容易に発見され、スイスの経済的立場として示される長期的予測は良好で、また、これらの状況にあって、委員会は、景気後退の場合には、各種の手段があらかじめ講じられると考えているが、賃金取得者を援助するなんらかの政策が、労働能力を維持し、かつ不意に襲ういかなる苦境をも、除去するように考慮されるべきである。退職と退職年齢の問題は、社会保障に対する政府の規定により、ま

た企業の年金保険制度によって、影響を与える。保険制度を採用していない企業には、なんら年齢制限がないし、労働者たちの意見は異なり、保険制度をもっている比較的に少数の企業は、さらに所定の退職年齢に同意する立場をとっている。委員会は、最終的には、可変的な退職年齢に賛成することを決定した。パートタイムの雇用では、年金に対する収入の関係が、労働の継続ということで、退職年齢の問題を解決するかも知れない。また、この問題にかんする結論は、給付を支払う企業外の就労による減額を除き、しかも、同一企業内における労働の継続や退職の延期に対する増額を加えて、年金が支給されるべきであるということであった。長期的な目的は、労働能力と関連させて労働に支払われる賃金に、すでに取得した年金を支払うことであるべきだ。

手工職人と小企業の経営者は、絶えず変化しており、かつ広範に広がっている。また、弱小の手工職人がもっているそれぞれの環境は、困難なものから比較的に楽なものまでに

またがり、大幅に異なっている。これら的事情があるので、各人のニードを評価することは困難である。より老齢のある自営の手工職人は、当人の仕事を譲る場合に、家族の住む世帯から離れる傾向が、農民よりも強いようである。これらの人びとには、なんらの年齢制限もないし、かれらの引退は、通常では、徐々に行なわれている。1964—65年に、セント・ゴール大学 University of St. Gall のスイス技能研究所が行なった調査は、一般に、老齢な手工職人が満足すべき状態にあり、かつ、貧困に対する手段が、主として、貧困な環境におかれた単身女子の場合に必要とされている、ということを示している。

スイス農民組合と山岳農民グループによる調査の援助を得て、平地と山岳地帯の農民にかんする調査が別々に行なわれ、その報告が発表された。農民は農地を売ったり、あるいは次の世代に譲り、かれらが農地で生活を続けられなくなったとき、主要な問題が生じてくるということが、多くの例から明らかとされている。老齢年金を取得しながら、若い後

継者と一緒に生活している人びとは、明らかに快適である。39%は別なフラットをもたないで、一緒に生活し、17%は別々な世帯をもつ農地で生活し、わずかに9%が食物や住居のために、農場主に現金を支払わねばならないというだけであった。山岳地帯では、老齢な農民が現金の貯えをもっている例はまれで、老齢年金はかれらにとって不可欠であるが、しかし、その年金は不十分で、多数の者は年金補足か、または老齢対策財団からの扶助に依存している。

自由業の専門家に属する自営業者は、当人の仕事を自由に計画し、なんらの年齢制限ももっていない。老齢時におけるかれらの立場について調べる調査が、26団体で行なわれ、多数の人びとは、少なくとも当人の仕事の一部で使用者をもっており、健康的許すかぎり仕事を続け、たとえ当人の収入が減少しても、専門的な仕事で、かれらは満足すべき状態を維持しているということが、発見された。老齢時に、かれらは私的な保険や年金に依存している。たとえば、医師、法律家、建築家の

あいだでは、ひとつの保険制度から他の制度への自由な移動が必要である。なんら稼得活動に従事していない人びとについては、多数の人びとが私的な手段をもっているが、当人たちの社会保険年金、もしくは夫の社会保険による年金に依存する人びとも多い。結婚した女子や家庭にいる娘が、働いていないわけではないことは、確かであるが、通常では、かれらはなんら賃金を受けていないし、また、当人自身で将来の準備をすることは不可能である。年金年齢の病弱者は、補足的な給付を受けている退職した人びとであるが、しかし、より若い病弱者の立場は、生活が困難である。

調査委員会も、老齢者にある品位を与えられた生活水準や、また、老齢者、とくに稼得活動のできない人びとに、生存に必要な現実的な手段の提供に要求される消費水準を検討した。私的な保険もしくは貯蓄とは別に、かれらが得ている生計の資は、なんらかの補足的給付をあわせて支給される社会保険年金、疾病、災害もしくは廃疾に対する給付、軍人

保険および家族手当からなりたっている。委員会は、老齢者が適切な保護を受けていないし、また、疾病保険制度が、私的な手段をもっている人びとに要求されている、という意見をもっている。かれらの結論は、リハビリテーションに対する年齢制限の廃止、災害保険と予防、なんらの援助をももたない病弱者に対して、手当を支給する方法の改正、一般的な経済状態に対応する諸給付の調整、および租税免除を提案した。私的な保険制度の成長にともない、扶助の要請は、従来より少なくなったことが注意されているが、しかし、私的な各保険制度間における自由な移動の必要が強調されていた。

老齢者が適切な生活をすることができるかどうか、の問題については、委員会はなんら確実な結論に達していないが、生命の維持に必要な最低限を保障するように配慮された老齢保険と補足的給付に、より一層の発達を勧告した。州 Canton と連邦政府との関係における調整とは別に、ある組織が必要とされ、これは老齢対策基金の拡大、再編成および助

成金提供の形をとるかも知れない。

※連邦社会保険庁の前長官

Problems of Old Age in Switzerland, "Les

problemes de la vieillesse en Suisse", R.C.C.,

No. 8-9, August-September 1967, pp.315-331, and

No. 10 October 1967, pp. 385-390; No.55. '68.

家族手当制度の発達とその傾向

Giovanni Vasella (スイス)



本稿には、第2次世界大戦以後における、スイスの家族手当制度について、発達してきた各種の変化が述べられている。

社会保険制度の中で、家族手当制度は、最も新しく発達した部門である。厳密な表現では、家族手当の支払いは、1943年に開始されているが、家族手当の本当の概念は、かなり遅れて現われ、容認されたのは遅い。基本原則に、次のようなある問題があった。すなわち、新しい制度の採用には、賃金というもの

が提供されたサービスの価値に基づくものである、という基本原則からの離脱を意味するという印象が、除去されなければならなかつた。また、その当時では、一般的に用いられていた賃金率は、高い水準でスイスに定着されていた。かくして、長年にわたり、「労働者に対する財政的援助」という婉曲な表現の用語が用いられた。そのときいらい、家族手当の概念が、完全に容認されてきた。その概念は、家族を養育する負担を分担するある制度の採用を求めながら、賃金が労働の価値に

だけ基づくべきであるという規則から、次第に遠ざかることを意味していた。それ以後に歩んできた方向は、国内のある部分と他の部分とでは、かなり異なっている。他の分野と同様に、この分野では、ドイツ語を話すスイス人とフランス語を話すスイス人のあいだに、一種の観念的な隔りが育ってきた。ドイツ語を用いる州Cantonでは、児童手当だけが支払われるのに対して、西スイスにおけるすべての州では、教育手当 educational grants も支払われ、またある幾つかの州では、これらに加えて、出産手当 birth grant が支給される。しかし、これらの事情から、ドイツ語を用いるスイス人が教育に対して財政的援助を与えていないと考えられるべきではない。たとえば、これらの州は、奨学金もしくは個々の特殊な事例について、メリットを設けたある年金制度を実施している。この制度では教育機関で就学中の子女を養育する全労働者に、ある統一的な支給率で、給付を与える無差別方式の方が好ましいと考えられている。この方法は、受給者が適度な資産をもつてゐる場合に、制度に含められた社会的な目的

に、一致するとは考えられない仕組みである。その理由は、そのような事例では、比較的にわずかな補足が、引き続いて与えられる教育の費用をカバーするには、不適切だからである。

児童手当制度は、国内の異なる各地方において、同一歩調で発達してきたが、手当の支給額はかなり異なる。児童数の比較的に少ない富裕な州は、年を経るに従って、手当の支給額を相次いで引上げるか、あるいは、新しいタイプの家族給付を採用することができるのに、児童数が比較的に多い貧しい州は、同じ歩調を保つことが不可能である。かくして、児童手当に用いられた当初の水準は、統一されていたが、しかし、不均衡が大きくなってきた。個々の州内においてさえも、不統一がみられる。すなわち、私的な家族手当平衡基金は大いに承認されており、個別企業内における基金の設置は、公的に認められ、このような動きは、もしこれらがなければ、州の基金に流れこんだ所得や十分な被保険者の移譲という結果を招いてしまった。従業員の

子女総数が、比較的に少ない労働力を雇用する企業は、州の基金による適用から除外できることになっており、これらの企業は、直接に児童手当を従業員に支払うために、事業所に工場基金を設ける。これに対して、通常では、企業は賃金支払額に対するある比率で算出された拠出を、支払わなければならない。この新しい展開の結果から、家族手当制度の財源調達では、最も適切な方法について、問題を再検討する必要が生じてきた。第2次大戦いらい、スイスに設けられてきた諸制度は、カバーされる人びとと不慮の事故、支払われる給付の水準、および財源調達方式にかかる詳細な諸規定で管理されている。

Recent Trends in the Development of Family Allowances Schemes, "Entwicklungstendenzen auf dem Gebiete der Familienzulageordnungen", *Schweizerische Zeitschrift für Sozialversicherung*, 1968, pp. 1-19; No.64, '68.

(以上5編は、ISSAのSocial Security Abstracts, 1968より採用したものである)

(平石長久 社会保障研究所)

解 説

1967年のドイツ年金保険改正

綱 島 衛



本誌の第3号には(18頁～20頁)、西ドイツの「1967年財政改正法の社会保険に対する影響」と題する記事があって、同国の医療保険、年金保険法制における具体的な改正点が列挙されている。

本稿で紹介しようとするのは、ドイツ連邦政府当局が、年金保険部門の改正について、年金保険制度全般の共通面に関する部分をや

や詳しく解説したものである。

いわゆる「財政硬直化」の一環として年金保険の主として財政負担面だけが、わが国においては一般に強い関心を持たれているが、本稿はこの財政プロパーの問題には立入っていないことをお断りしておきたい。

1. 1967年の財政変更法は社会保険、特に鉱

夫関係のそれに対する連邦負担の軽減を主目的としている、と一般に受けとられている。そこで単純に考えれば、個々の改正点、例えば職員年金保険における適用の所得による制限の撤廃(従来は年収2万1,600マルクを超える者は強制適用でなかった)とか年金保険料の引上げ(1968年から3年間、料率を毎年1%ずつ引上げる)とか年金受給者がその健康保険料を負担する(年金額の2%を源泉徴収される)とかいった改正の意味が、この財政的見地からのみ評価されるということになる。しかし、こうした考え方だからしては、今回の改正の社会政策的意義を正確に評価しないこととなる点に注意したい。

なるほど「財政変更法」は、直接には連邦財政の窮迫という前提に立っていることは正しいが、同時にまた立法者の意図というものは、社会保険の領分に踏み込んで鵜の目鶴の目で、いずれにせよ一時的にすぎないような連邦財政負担減をはかるうとするようなものでなかつたことも、また争うべからざるところである。むしろ、立法者

の意図し苦心したところは、年金保険制度の基本原則をより強固にし、現存の仕組みを将来にわたるはっきりした見通しのもとに整序し発展せしめることにあったのである。

この改正によって、種々の観点から重要な前進がはかられたことを認めようとする者があるとすれば、それは社会政策の意義というものを、とどまるところを知らない給付改善と受給条件の緩和にばかり見出そうとする連中だけである、といってよからう。こうした人は本質的な問題を見る眼が狂っている。つまり、ひとたび適正なりと公認され定立されたことがらは、もしこれと同様の価値のある代替物がない場合には、どのような困難な情勢の中にあっても守りとおし、その定着化に努めることこそ、何にもまして重要なのだ、ということを忘れているのである。

2. おかしないい方であるが、今回の財政変更法のうち最も重要な点は、この改正法に含まれていない規定なのである。本法が触

れていないということは、とりも直さず国会が、年金算定方式、すなわち、総収入を基礎とする弾力性年金の原則を堅持したことにはかならない。このことは必ずしも当然自明のこととされていたわけではないのであって、弾力性年金の歩みを、特にいわゆる「純収入方式」の導入によって、遅らせようという声があったことは隠す必要もないことである。政府が、現行方式の廃止というような改革論を克服するまでには、あらゆる財源の可能性を検討したうえでかかる改変の必要なしという確固たる信念を得なければならなかった。

種々の改正点は右のような背景のもとに理解されなければならないのである。

3. 個々の改正点について

(1) 年金と失業保険金との調整

従前の規定からすれば、年金と失業保険金とは相互に調整されることなく、双方をフルに受けることができた。これは特に老齢年金受給者について問題である。65歳をこえて職業から退き年金請求権を持つ者

は、もしかれが——労働官署に規定どおり失業の申出をする方法で——労働市場の呼び出しを待つという形にありさえすれば、一定期間は失業保険金を受け得るのである。いうまでもなく65歳を超えた人が職業の斡旋を受けるということは実際にはほとんどない。したがって、その被保険者の就労待機は単に口実に過ぎないのであるが、反面全く否定し去るわけにもいかない。しかしながら、かりにその被保険者が眞面目に就労を待つような場合であっても、二つの給付の双方をそれぞれ受け取る必要はないはずである。

今後は、年金給付と失業保険金とが競合する初日からその期間中、年金が、失業保険金の額までの分だけ支給停止とされる。ただ、障害に基づく年金（坑内夫年金および職務不能年金）はこれの例外であって、この年金の受給開始後において失業保険適用業務に6ヵ月または26週以上従事した場合には、右の調整を受けない。すなわち、職務不能に基づく年金給付の受給者は、その年金のみならずその後に従事した職業によ

ってもその生活の基礎を求め、かつ、これを見出す、という事情が考慮されるわけである。

(2) 年金の支給開始月の改正

従前の規定によれば、年金給付は原則として、受給要件が満たされたその月の初日から支給されることとされていた。これでは望ましくない二重給付が生じ得る。こうしたケースは、被保険者の雇用関係が65歳の誕生日の属する月の終了とともに終るという最近の慣例とともに多発している。この場合には、当該の月については給与と年金との双方を受けることとなる。

そこで、今次改正によって、年金支給の開始を原則として年金受給資格要件を満たした月の経過後からとすることとなった。右の例外は、女子被保険者の老齢年金および遺族年金の場合である。女子老齢年金は、たとえ本人が——一般の慣行どおり——その従業した月の末日に退職した場合でも、その月のはじめから支給される。

(ちなみに女子は60歳に達して爾後に定収入のない場合には繰上げ老齢年金を受けられる)。

遺族年金については、すでに従前から、たとえ死亡の月分の本人の年金が支払われていても、死亡の月から支給されることとされていた。もし、死亡者が年金を受けておらないで、かつ、その死亡まで業務に就いたであろうと推測されるような場合においては、その遺族に対して、給与と年金とが接続するように計らうべきことを考慮して、遺族年金支給の開始は死亡の時点すなわち死亡の日からと定められている。つまりこの場合には日数割りの年金——部分月の年金給付——が支給されるわけである。なお、寡婦のための「死亡四半期給付」(年金受給者の死亡の際に、その年金の3ヵ月分の額が一時金として寡婦に支給されるもの)については、日数割りでなく満3ヵ月分である。ただし、前配偶者に対する給付(離婚して生計費を前夫から受けている女子に対する遺族年金である)の場合には、今回の改正による開始日のズレが適用される。

(3) 女子の結婚による保険料還付の廃止

女子の結婚脱退に対する年金保険料の還付は、特別のうめ合わせもなく廃止され

た。

この規定の廃止は、本来の意味をまったく失いながらも残存していた——そして、占領軍によってほとんどドイツ全土にわたって禁止された後に——再び設けられたいわくつきの規定の削除である。ビスマルクいらいの旧「廃疾保険法」にまで溯るこの結婚時保険料還付なるものは、そもそもは当該女子被保険者の期待権尊重の要請に発したものであった。今回の撤廃の措置は、女子労働者に対して、彼女らが保険料を納付することによってつくり出した期待権を何らの代償なしに失なわせることとなり、また、保険料納付の継続を要求することとなったりするものであってはならない。しかし、以前に期待権の規定が削除されていらいといふものは——国会の審議においていみじくも表明されたとおり——結婚還付金は、単なる結婚資金の意味しか—それも明らかにその女子被保険者の老齢保障を犠牲にしての——有しなかったのである。婦人に対するよりよい社会保障は今こそ切実な問題である。結婚による保険料還

付の制度が役立っていた結婚資金というニードは、結婚貸付金の制度によって充足さるべき性格のものと考えられる。

(4) 年金受給者を雇用する事業主の年金保険料負担

かつて、1965年6月の年金改正法によって廃止された事業主負担の規定が復活された。

これによって、老齢年金の受給者を雇用する事業主は（当該受給者が年金保険の強制適用を受けないにもかかわらず）一般被保険者を雇用した場合と同様に、年金保険料の事業主負担分に相当する額を拠出しなければならない。

この措置は「年金受給者を雇用することによる特別な利益を、事業主は享有すべきではない」という、かつての労働市場政策上の考慮を復活させたものである。

(5) 「労働不能」の判定における年金保険と失業保険との連結

従前の法律によれば、特殊な事例とはいえ、被保険者が一方で年金の保険者から職務不能による年金を不支給とされておりな

がら、失業保険を請求しても労働官署において就労可能な健康状態にあらずという理由をもって失業保険金を不支給と決定されることがあった。いわば、こうした被保険者は「二つの椅子の中間」に坐らされることとなっていたわけである。

今次の改正法は、「労働促進法」の国会審議の過程において、この不安定な法的状態を改善する改正を行なって、失業保険と年金保険との間の「無連結」を除去することとした。

これによって、労働者は、その作業能力の減退のために一般労働市場における通常の条件下における業務に就き得ない場合には、もし年金保険の判定する「職務不能」に該当しないならば、失業保険金を請求し得る期間内においては、当人が「労働の斡旋に応じ得るものであること」という失業保険の条件に違背しないものとして扱われることとなった。

したがって、年金保険の側で職務不能と認めず当該年金の支給を却下する場合は、労働官署としては失業保険金の支給を、当

人に労働能力がないという理由に基づいては不支給とすることが許されなくなったわけである。もとより、職務不能年金の支給が待期期間不足の理由で却下されたときは別問題であるし、また、失業保険金の請求が、請求者が眞面目な就労態勢にないとかその他の事情によって労働能力がさまたげられていることを無視してなされているようなときには、年金保険における判定に何ら拘束されることはない。

(Von Dr. Karl-Otto Zimmer)

本稿の冒頭で述べたように、今回の財政変更法による税制その他多くの部面に対する手当によって連邦負担の軽減がはかられている。社会保険なかんずく年金保険の分野における連邦負担は、増大する年金給付額との見合いでその絶対額は増加するが給付額中に占める割合としては、1967年の19.5%が1968年には17.5%，1969年には16.6%，1970年には15.5%そして1971年には15.1%と減少することとなるのである。しかし、上述の解説から

知り得るよう、1957年の「年金改革」によって実現した「生産性年金」「弾力性年金」の基本的な仕組みの原則は固守されたわけである。

今次の改正を通じて注目すべきは、「年金算定方式」に対する自信を貫き通し、かつ、これを、増大する財政負担を被保険者と事業主とに重くし連邦負担の相対的減少をはかるという形で防衛したということであろう。まさに国の生産力の過去のない手（年金受給者）に対する報酬をば、その現在のない手が全面的に負担していこうという姿勢にはかならない。

社会保険なかんずく老後の所得保障について、「ゼネレーション間の所得再配分」の観念がはっきり現われたってすることは、示唆に富るものと思われる。

(38ページからつづく)

以上のように、拠出率と所得の上限にかかる対策は、当面の問題に限られ、統一的な拠出率と所得の上限は、将来に持ちこされているが、各制度の統合によって、管理機関が一本になると同時に、保険料収入は、1968年初めから単一の基金に支払われることになり、賦課方式のために、この基金は、比較的に小さな資金を保有するだけであると、予想されている。

被用者に対するこれらの改正に対して、1968年1月から、自営業者にも新しい統合的な法典が採用され、かれらにも改正の機会が与えられることになった。従来、自営業者には、老齢・遺族保険、家族手当、および健康保険の3本の制度が、それぞれに設けられており、これらの制度は、それぞれ異なった方法で拠出額を決定し、各人の職業に応じて課税対象の所得が異なっていた。また、適用範囲もグループ別で違っていた。これらの仕組みは、当然なことに、管理・運営を複雑にし、しかも、無駄や社会的公正の不均衡が存在し、多くの問題が指摘され、

改正が要求されていた。

今回の改正により、老齢・遺族保険、家族手当、および健康保険は1本に統合されることになった。その結果、管理・運営機構と財政は1本に統合され、たとえば、拠出では、従来の3本の拠出が単一の拠出として、各地方における地方レベルの単一の機関で徴収されることになった。また、徴収方式も変り、従来の年間10回払いの代りに、4半期毎の4回払いとなった。なお、拠出算出も改正されたが、各人の所得にもとづいて拠出を決定され、年金年齢（男子は65歳、女子は60歳）以下の人が支払う拠出は、15万BFまで9.25%，15—27万BFの1.5%を支払うことになった。このようにして算出される拠出の最低額は、年間4,625BFとされている。なお、拠出の57%は老齢・廃疾保険に、43%は家族手当に充当されることになっている。これらの拠出以外に、各被保険者は、健康保険と廃疾保険に対して、年齢1,200BFの拠出を、定額方式で支払わなければならぬ。

(55ページへつづく)

フランス人の処世観——そのひとこま

上村 政彦

語学の研修で明け暮れる息抜きに、名物のニースのカーニバルに出かけてみた。一行25名の団体旅行は、いわゆる旅行業者が集めた混成部隊だったが、その約半数は髪の真白い、しわだらけの顔をした老齢な婦人たちで、残りは中年の夫婦やオフィス・レディのように見うけられた。ところで、夜の11時に、集合場所として指定されたリヨン駅に行き、この老人たちをみたとき、実は驚いた。というのは、この団体旅行は夜行列車で発って、また夜行列車で帰ってくるという、大変

なハード・スケジュールによるものだったからである。これほどの強行軍をさせられる旅行に、こんなに多くの老人が参加して、いったい大丈夫だろうか、あるいは、途中で看病させられる破目になりはしないだろうかななどと、内心考えていた。しかし、結局、最後まで何事もなく全員無事に帰りつき、感心したり驚いたり、した次第である（実は、逆に2、3日前からの睡眠不足がたり、私が弱ってしまい、老人たちに心配をかけることになってしまったのは、まったくの醜態であった）。



この旅行で、フランス人の生活について感じたことが二つあった。ひとつは、フランス人が意外に節約家だということで、もうひとつは余暇のすごし方に、日本人とよく似たところがあるということである。

土、日曜の2日を最大限に利用し、しかも、金曜日の夜中に出発して、月曜日の早朝に帰ってくるという、極端に切りつめた団体旅行に、なぜ、老婦人たちが、半数も占めることになるのだろうか？ いろいろ考えてみたが、結局のところ、費用の点で割安だ、ということのようである（そのほか、フランスでは、老人の数が相対的に多く、どこへいっても老人が目につくということもある。）

それから余暇のすごし方の点であるが、最近日本でも週休2日制とか、週5日制とかいう労働時間の短縮が、話題になり、同時に、余暇のすごし方が、いろいろな意味で注目されていることは、周知の事実である。ある有名な大学教授は、外国人に比べて、日本人の余暇のすごし方が、まだ下手であるといっている。つまり、休息をとるべきはずの週休に、レジャーを楽しんで、逆に疲れて帰って

る、くというような不合理性を、指摘したものと思われるが、私は今度の旅行で、フランス人も、結構このような一見不合理な余暇のすごし方をしている事実を、見ることができた。2月10日（月曜）の早朝5時、雪の降りつづくりヨン駅頭で解散した私達一行のなかには、思いなしか、足どりの重い勤め人が何人かいたように思った。

ところで、フランス人が、意外に節約家だということについて、もうひとつ面白いことに気づいた。

カーニバルの騒ぎが、やっと静まりかけた日の夕方、私たちの団体が、利用することになっていた「レストラン・スイス」で、奇妙なことがおこった。というのは、食事の時間になっても、誰もレストランに現われないのである。結局、私達3人と団体の引率者だけで食事をしたわけだが、25人分の食事の用意をしていたレストランの女主人は、大変な剣幕で、団体の引率者にくってかかっていた。

実は、旅行の予定表によると、その夜の食事は、各自自由に食べることになっていたので、もちろんこのレストランで食べる必要は

ない。しかし、団体の引率者が、前もって私たちに対して、当夜は祭りのためどこのレストランも混み合うので、できるだけこのレストランを利用するように、と説明していた。それにもかかわらず、まったく1人のフランス人も、ここに食べに来なかったのである。あとで、帰りの汽車のなかで聞いたところによると、ほとんどの人たちが、街頭の立ち食いのサンドイッチ（日本のそれのようにていねいに作ったものではなく、コッペパンに無造作にハムなどをはさみ込んだもの）で、夕食をすませただそうである。レストランで食べると、10倍以上の費用がかかるので、その気持はわかるが、ほとんどみんながそうだと聞いてびっくりした。

10フランか15フランの夕食を節約して、パンの立ち食いをするというフランス人、あるいは、旅行に夜行列車を利用し、仕事に出かける月曜日の早朝に、バカンスから帰ってくるというフランス人。これらはいずれも、そのよしあしは別として、私が今までなんなくもっていたフランス人についてのイメージとは、ずい分かけ離れたものであった。

（53ページからつづく）

ところで、年金年齢の人びと、パートタイムや補助的な意図で就労する自営業者のような人びとの、拠出に対して、負担の減額など特殊な配慮が加えられている。

さらに、社会保障の改正として、社会的弱者に対する改正も行なわれており、適用の拡大や資格取得条件の緩和が実現された。たとえば、1967年4月と11月の条令は、精神的および肉体的な障害者で、従来では、適用を除外されていた約3万人に対して、健康保険への加入を拡大した。その場合に、新しく適用を拡大された身心障害者達には、拠出の減額や免除など特殊な配慮が加えられている。その外に、家族手当についても、障害者に対する特殊な配慮が採用された。また、入獄中の者などの子女に対する家族手当にも、特殊な配慮が加えられた。

（平石長久　社会保障研究所）

社会保障こぼれ話

ルクセンブルグの家族手当

一部では、社会保障による家族手当と児童手当を、同一のものとみなす傾向がある。しかし、児童手当は家族手当の一部を構成するものである。家族手当には、児童手当以外に、各種の給付が含まれ、ここに示すルクセンブルグ大公国の家族手当も、その一例である。

ルクセンブルグでは、1937年8月12日の省令によって支給された特殊な家族手当が、第2次大戦後の1950年にいたり、1月22日省令によって改正された。改正されたこの手当は、ルクセンブルグの国籍をもつ婚約者に支給されるが、手当は台所の炊事道具や食器類、および家具の購入のために支給される。しかし手当は所定金額以下の購入価格を対象として、購入金額の15%に制限されており、しかも、課税の対象とされる所得が所定水準以下の者に制限され、またルクセンブルグの市民により国内で生産された

台所用品と家具、とされ、手当は販売者に直接に支払われる仕組みとなっていた。さらに、給付を受けるには、最近の納税報告書、婚約書、国籍証明書、購入予定品の請求書、および当該商品が国産品である証明書を添付して、経済省に申請が行なわれる。受給の許可は、商・工業関係の代表者による委員会が担当する。

以上のように、この手当は、低所得の婚約者を対象として、結婚の促進と国産品使用の奨励を含めた、風変りな家族手当である。このような給付の支給は嬉しい話だ。それにしても、厄介な添付書類の要求はユーモラスで楽しい。

(平石長久 社会保障研究所)

II 編集後記

明るく晴れた空を、さわやかな風が流れるようになった。道を歩きながら、ふと見かけた鯉のぼりの柱に、大きな矢車が回っていた。都会で、軽やかな、乾いたこの音を聞くのも、近頃では、珍らしくなってしまった。変化の激しいこの世の中で、矢車の音など聞こうというのは、土台、現実離れした話かも知れない。それはともかく、この第6号が御手許に届く頃は、美しい新緑の匂う頃であろう。各国は、社会保障の発達を目指し、絶ゆみなく前進を続けており、これまでと同様に、本号にも、これら各国の前進や諸問題が示されている。

(平石)

海外社会保障情報 No.6

昭和44年4月30日 発行 非売品
編集兼発行所 社会保障研究所
東京都千代田区霞が関
3丁目3番4号
電話(580)2511~3